# 第4次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画

(計画期間:令和4~8年度)

令和4年3月

山形県

# 計画の策定にあたって

犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現は、県民共通の 願いです。

山形県では、その実現に向けて、平成19年4月に「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」を施行するとともに、これまで3次にわたる「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」を策定し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、刑法犯認知件数は年々減少し、令和3年には戦後最少を更新するなど、大きな成果をあげることができました。

一方、県民の身近なところで、侵入窃盗や子どもへの不審な声かけ事案、 特殊詐欺被害等が依然として発生しており、また、少子高齢化を伴う人口減 少の加速や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活様式の 変化やデジタル化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、新たな 課題が生じております。

このような状況を踏まえて、県では、「第4次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、行政、警察、県民、事業者などの様々な主体の連携や協働を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりの更なる推進に力を尽くしてまいりたいと考えていますので、県民、事業者等の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

山形県知事 吉村美栄子

# **り**

第 7	早	計画の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	責務・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	推進体制及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	音	県内の犯罪の動向と防犯対策の現状及び課題・・・・・・・	4
<i></i>	1	県内の犯罪の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1)	刑法犯認知件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)	少年犯罪の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3)	子どもに対する声かけ事案等の状況・・・・・・・・・・・・	9
	(4)	SNS利用に起因した福祉犯被害・・・・・・・・・・・・・	11
	(5)	特殊詐欺の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(6)	DV・ストーカーの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(7)	児童虐待、高齢者虐待等の認知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(8)	県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2	県内の防犯対策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1)	防犯ボランティア団体等の推移・・・・・・・・・・・・・・	18
	(2)	防犯ボランティアの人材育成・・・・・・・・・・・・・・	19
	(3)	青色防犯パトロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(4)	事業者等による防犯活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(5)	市町村における安全で安心なまちづくり・・・・・・・・・・	20
	(6)		21
	3	第3次計画における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1)		22
	(2)	施策毎の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	4	今後取り組むべき主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	•		
第3	章	推進計画の目標と基本方向・・・・・・・・・・・・・	26
	1	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	2	数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(1)		26
	(2)	数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	3	第4次計画の重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	4		28
	5	施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

4章	施策の	推進	• •			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
基本ス	方向 1	自分(	の安全	EILE	自分	が守	3 b	いに	う	防	犯意	識	の高	氢揚	∄ •	•	•	•	•	•	31
推注	進施策1	自	主防犭	D.意記	畿の	啓発		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	31
1	施策の	趣旨								•		•			•	•	•	•	•	•	31
2	施策の	内容								•			•		•	•		•	•		31
3	数値目																				32
推注	進施策 2																				34
1	施策の																				34
2	施策の																				34
3	数値目																				35
_	生施策3																				38
1	施策の																				38
2	施策の																				38
_	ne /k ·	1 3.11																			00
基本	方向 2	地域(	の安全	È(‡‡	b 地域	が守	ると	٠IJ	う	地	或口	3	ュ:		<u>.</u>	മ	形	成.			40
	5.7. 進施策 1																				40
1	施策の																				40
2	施策の	)内宏																		•	40
3	数値目																				41
_	生施策 2																				42
1	施策の																				42
2	施策の	力灾																			42
	生施策 1																				44
1	施策の	趣旨		•					•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	44
2	施策の	內容	• •	•		• •		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	44
3	数値目																				45
推注	進施策 2																				46
1	施策の																				46
2	施策の																				46
推动	進施策3	金	融機関	<b>目・</b> 同	新業	施設	等ℓ	)防	犯	性(	の向	上	•		•	•	•	•	•	•	47
1	施策の																				47
2	施策の	內容	• •	•		• •		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	47
3	数値目	標・	• •	•				•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	48
推动	進施策4																				49
1	施策の 施策の	趣旨	• •	•				•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	49
2	施策の	)内容	• •	•	• •	• •		•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	49
++		ᇟ		543		<b>7 -</b>	18.1		,	ᅶᇿ	_	- 1F.V	+⁄	D-1	- 13	٠	+-⁄	<i>~</i> ~	_		
基本人	方向 4													-			-	_			Ε0
144.	<del>化+//-/</del>	安全																			50 50
	生施策 1																				50
1	施策の	趣目		•		• •	• •	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	50 50
2	他束の	川谷	• •	•	• •	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	50
3	数値目	標・	• •	•	• •	• •		•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	51

	推	進施策	2 =	そど	ŧ,	女	性等	争の	安	全研	雀伢	いこ	係	る	施第	策(	のう	充	丰	•	•	•	•	•	•	52
	1	施策の	の趣旨	- ≣		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
	2	施策	の内容	₹•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
	3	数值	目標・	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
	推	進施策	3	5齢	者、	障	がし	ィ者	等	O 5	安全	確	保	<i>の</i> :	推ì	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
	1	施策の																						•	•	55
	2	施策の	の内容	₹•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
数値	目材	票一覧			•	•	•		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
資	料	•																								
	1	山形県	犯罪の	つなり	い多	(全	です	テル	し	て暮	夢ら	せ	る	ま	5-	づく	< 1	り <u>ਭ</u>	条位	列						
	2	山形県	犯罪の	つなり	い多	(全	です	テル	な	まも	5-	うく	ŋ :	推	進:	会記	義詞	没旨	置	更	綱					
	3	犯罪の	ない多	で全	で安	心	なき	まち	づ	< 4	り庁	内	推	進	連絡	答:	会記	義	没旨	置	要網	綱				
	4	犯罪の	坊止に	こ酉2	慮し	た	道路	各、	公	園、	É	動	車!	駐	車	場)	及(	バ	自車	云	車馬	驻	輪:	場	カ	
		構造、調	没備等	争に	関す	つる	指銀	+																		

5 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設置等に関する指針

6 通学路等における児童等の安全確保に関する指針7 学校等における児童等の安全確保に関する指針8 大規模小売店舗における防犯に関する指針9 深夜営業施設における防犯に関する指針

10 山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

県では、犯罪による不安を解消し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成19年4月に施行した「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」(以下「条例」という。)に基づいて、これまで3次にわたり「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(以下「計画」という。)を策定し、関係機関・団体と連携を図りながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的に展開してきました。

その結果、刑法犯認知件数は減少を続け、令和3年の刑法犯認知件数は戦後最少となるなど、大きな成果をあげることができました。

しかし、その一方で、県民の身近なところで侵入窃盗や子どもへの不審な声かけ 事案、特殊詐欺被害等が依然として発生しており、加えて人口減少や少子高齢化の 進行による地域の防犯力の低下が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)による生活様式の変化など、近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

こうした社会情勢に対応するため、これまでの安全で安心なまちづくりに関する 取組を検証するとともに、今後の課題について整理し、安全で安心なまちづくりに 関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第4次計画を策定し、安全・安心 を実感できる地域社会の実現を目指すものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「第4次山形県総合発展計画」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

また、「第4次山形県総合発展計画」の「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」分野において、暮らしの様々なリスクへの対応力の強化などを推進する上で重要な事項を定めるものです。

なお、地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や弱い立場にある人々を守ること等は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の推進に寄与します。



### 第4次山形県総合発展計画(令和2年3月策定)

県行政全般に係る政策や施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的示した県行政の基本方針となる総合計画

### SDGs(エスディージーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを図るものとします。

### 4 責務·役割

安全で安心なまちづくりを推進するため、それぞれの責務・役割に基づいた連携 を図ります。

### <u>責務・役割に基づく連携のイメージ</u> 県の責務 ●県全域における安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策の推進 広 連 携 報 報提供 (管内における) 安心なまちづくりに関する総合的な施策の推進 協 県民の役割 事業者の役割 自治会等の役割 ●自分・家庭の安全確保 ●事業所、事業活動における安全 ●地域における安全で安心なま ●地域における安全で安心なまち ちづくりの主体的・積極的な推 づくりの積極的な推進 ●地域における安全で安心なまち 進 づくりの積極的な推進

### 5 推進体制及び進行管理

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するためには、県、市町村、県民、事業者、関係団体等が連携を図り、一体となって活動を推進することが重要です。

### (1) 推進体制

### 〈県の推進体制〉

条例第10条の規定に基づき、県、市町村、教育団体、県民・地域団体、事業者団体、防犯団体から構成される「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を母体として、

- 情報交換や連携の強化
- 構成団体等による安全で安心なまちづくりの促進及び支援
- 安全で安心なまちづくりの広報啓発の推進 を図ります。

また、庁内組織である「犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内推進連絡会議」 において、知事部局、教育庁及び警察本部が連携をとり、安全で安心なまちづく りに関する施策について部局横断的に調整を行います。

### 〈市町村等の推進体制〉

第4次計画における施策が、地域の実情に即した実行性のある活動となり推進されるよう、市町村単位のほか警察署単位で、意見・情報交換及び連絡調整を図り、地域における推進体制の活動を促進します。

### (2) 進行管理

目標の達成に向けて、「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の 開催等により、関係部局との連携を図りながら諸施策を推進し、毎年度、施策の 進捗状況を取りまとめて検証するとともに、評価します。

# 第2章 県内の犯罪の動向と防犯対策の現状及び課題

### 1 県内の犯罪の動向

### (1) 刑法犯認知件数の推移

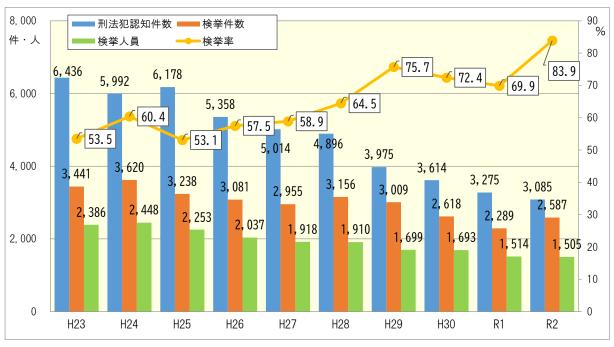
### ① 刑法犯認知件数と検挙率の状況

本県における令和2年の刑法犯認知件数は3,085件で、平成26年から7年連続で減少しており、戦後最多であった平成14年の14,331件と比べ約5分の1まで減少しています。また、第3次計画の基準年である平成27年と比べると、5,014件から1,929件減少し、減少率は38.5%となっています。

一方、検挙率は、近年上昇しており、令和2年は83.9%となっています。

しかし、県民の身近で、侵入窃盗や自転車盗、車上ねらい等が依然として発生しているほか、子どもへの不審者による声かけ事案や特殊詐欺被害等も後を 絶たない状況にあります。

### 刑法犯認知・検挙状況



### ② 刑法犯の罪種別の状況

令和2年の罪種別認知状況は、窃盗犯が刑法犯全体の63.5%となっています。 令和2年の窃盗犯認知件数は1,959件で、平成27年と比べ1,469件減少(減少率 42.9%) しています。

一方、令和2年における窃盗犯の被害状況では、被害時に鍵を掛けていなか った割合が、住宅対象侵入窃盗は87.8%、自転車盗は75.7%、車上ねらいは 78.0%となっていることから、より施錠意識を高める必要があります。

: 窃盗犯のうち、建物に侵入し金品を盗む手口 ※ 侵入窃盗

※ 住宅対象侵入窃盗:侵入窃盗のうち、住宅に侵入して犯行する空き巣、忍込み、居空きの3手口

### 刑法犯認知件数の内訳(令和2年)

罪種 件数等	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
認知件数	37	506	1, 959	174	33	376	3, 085
(割合)	(1.2%)	(16.4%)	(63.5%)	(5.6%)	(1.1%)	(12.2%)	(100.0%)

出典:山形県警察統計資料

• 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等

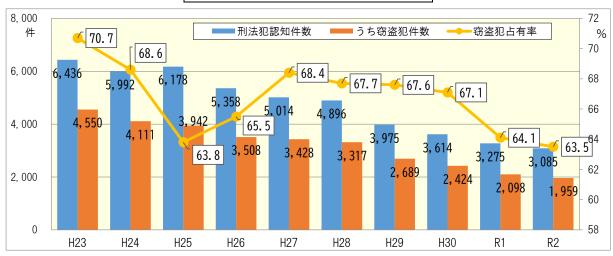
·粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等

・窃盗犯…侵入窃盗(空き巣、忍込み等)、乗り物盗、万引き等 ・知能犯…詐欺、横領、文書偽造、贈収賄等

・風俗犯…強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等

・その他…器物損壊、住居侵入、略取誘拐等

### 刑法犯認知件数に占める窃盗犯の割合

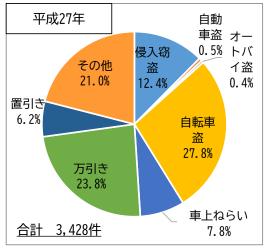


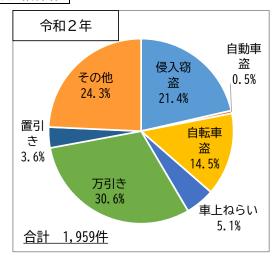
# 窃盗犯の認知件数



出典:山形県警察統計資料

# 窃盗犯認知件数の内訳(割合)





### (2) 少年犯罪の状況

少年犯罪の検挙人員は、刑法犯少年・触法少年ともに減少傾向にあり、特に令和2年の刑法犯少年は97人で、過去10年間で最多の平成23年の451人と比べ、約5分の1まで減少しています。

刑法犯少年の罪種内訳は、窃盗犯が最も多く、令和2年では全体の50.5%を占めています。また、刑法犯少年及び触法少年における万引きの割合が最も高く、令和2年では全体の27.2%となっています。

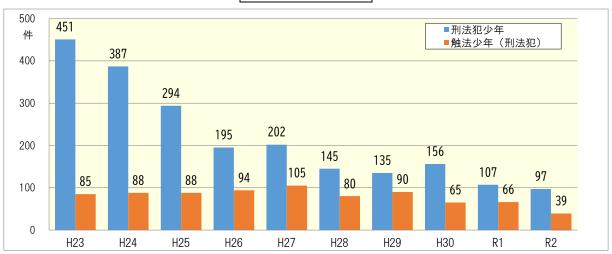
一方、刑法犯少年の学職別では、高校生の割合が最も高く、令和2年では全体 の44.3%となっています。

引き続き、非行防止教室等の更なる充実を図り、地域における子育て支援など 少年の規範意識向上を図る活動を推進する必要があります。

※ 刑法犯少年:刑法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

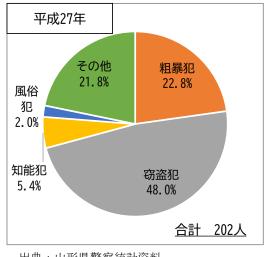
※ 触法少年 :14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

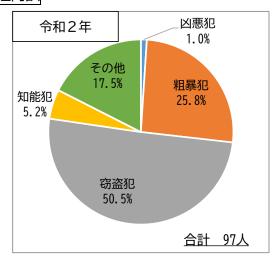
### 刑法犯少年等の推移



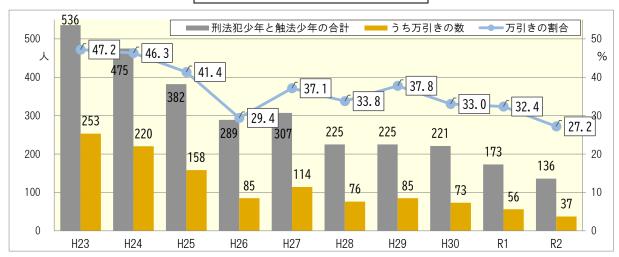
出典:山形県警察統計資料

# 刑法犯少年の罪種内訳



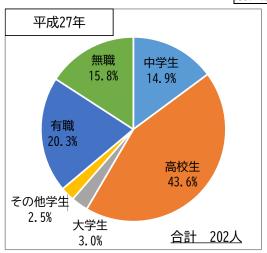


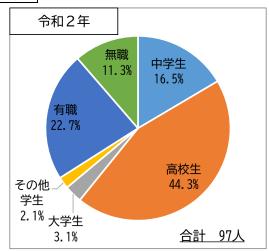
# 刑法犯少年等における万引きの割合



出典:山形県警察統計資料

# 刑法犯少年の学職内訳





### (3) 子どもに対する声かけ事案等の状況

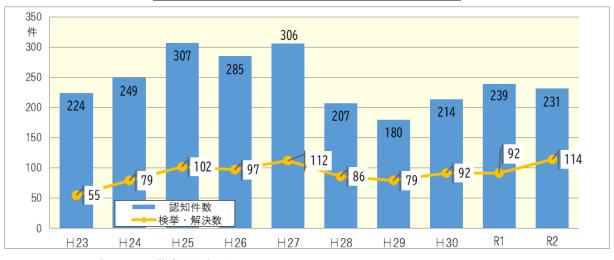
令和2年の子どもに対する声かけ事案等の認知件数は231件で、態様別では、声かけが最も多く全体の37.7%、次いで盗撮・痴漢・のぞきが24.7%、つきまとい20.8%となっており、時間帯別では下校時間帯となる午後2時から午後6時までが最も多く発生し、全体の61.0%となっています。

また、県内の事例では、令和2年9月、下校途中の児童が男に腕をつかまれて 車に連れ込まれそうになり、児童が防犯ブザーを鳴らして周囲に助けを求めたと ころ、男が立ち去った事案が発生しています。翌日、男は略取未遂の疑いで逮捕 され、わいせつ目的であったことが判明しています。

引き続き、地域における防犯活動を促進し、子どもの登下校時の見守り活動を 推進するとともに、子どもの年齢や発達段階に応じて、子どもが安全な生活を送 るための基礎力を養う安全教育を推進する必要があります。

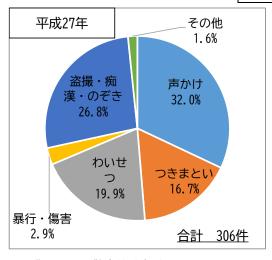
※ 声かけ事案等:18歳未満の男女(ただし、高校生は18歳を含む。)に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「暴行・傷害」「盗撮・痴漢」等

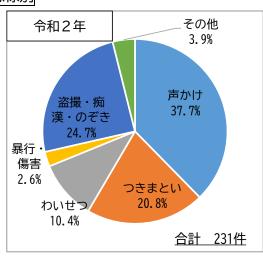
# 子どもを対象とした犯罪・声かけ事案等の状況



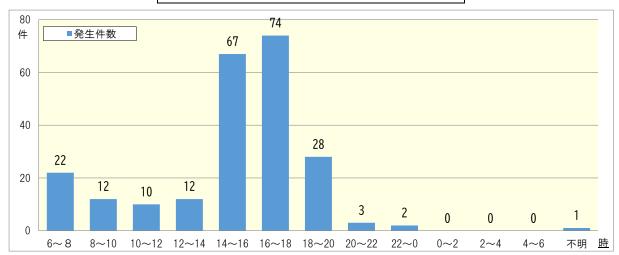
出典:山形県警察統計資料

### 声かけ事案等の態様別



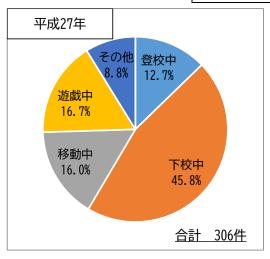


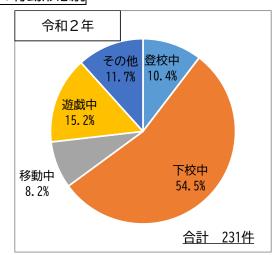
# 声かけ事案等の時間帯別発生状況(令和2年)



出典:山形県警察統計資料

# 声かけ事案等の子どもの行動形態別





### (4) SNS利用に起因した福祉犯被害

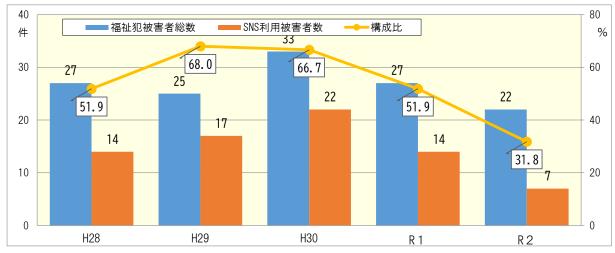
スマートフォン等の普及により、SNSを接点として、子どもが被害者となる 性犯罪等の事件が発生しており、令和2年には7人の被害を認知しています。

また、県内の事例では、令和2年9月、10歳代の女子がSNSで知り合った男から県外で連れまわされる事案が発生しています。男は翌月、未成年者誘拐の疑いで逮捕されています。

子どもたちが性犯罪等の被害に遭う実態を踏まえ、引き続き、非行防止教室等 をはじめとした情報モラル教育を推進するとともに、被害の潜在化を防ぐため、 安心して相談できる支援体制の充実を図る必要があります。

※ 福祉犯:少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。例えば、児童買春、児童ポルノに 係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる 行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等

# SNS 利用に起因した福祉犯被害児童数



出典:山形県警察統計資料

※ SNS利用に起因した福祉犯被害児童者数が公表された平成28年以降の資料に基づき作成

### (5) 特殊詐欺の状況

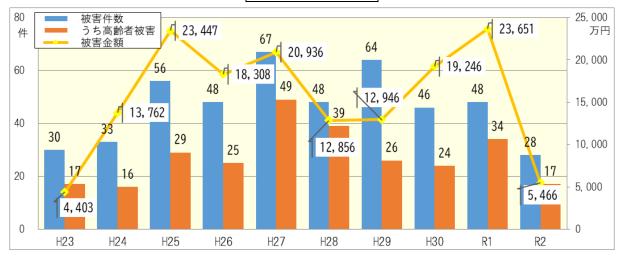
令和2年の特殊詐欺被害の認知件数は28件で、前年と比べ20件減少し、被害金額は5,466万円で、前年と比べ1億8,185万円減少しました。

一方、令和2年中、高齢者被害が全体の60.7%と高い割合であるほか、被害の直前で、金融機関職員やコンビニエンスストア店員等の声かけにより、被害を防ぐことができた事案が91件発生しています。

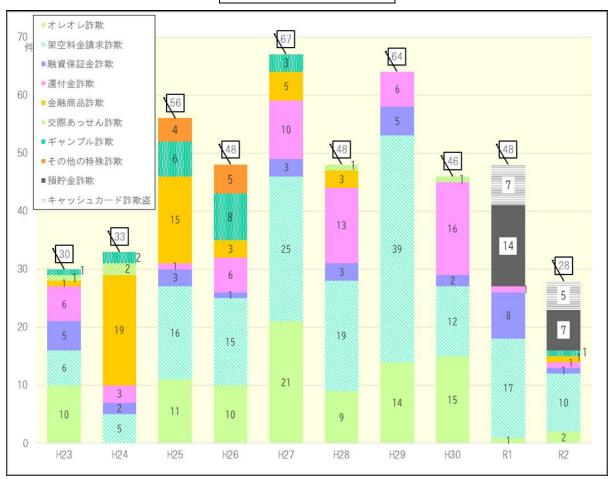
キャッシュカード等をだまし取る預貯金詐欺、キャッシュカードを偽のカードにすり替えて盗み取るなどのキャッシュカード詐欺盗といった新たな手口による被害も発生しており、依然として県民が被害に遭う危険性は高いことから、被害防止の対策を継続する必要があります。

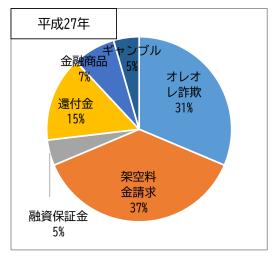
- ※ 平成30年以降、受け子が電話でだまされた被害者の隙を見て、キャッシュカードを偽のカードにすり 替える手口の事件が増加するなどの特殊詐欺情勢の変化に対応し、令和2年1月1日より、「預貯金詐欺」 と「キャッシュカード詐欺盗」を加えた10種類に変更
- ※ 預貯金詐欺:親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」などと話し、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)手口
- ※ キャッシュカード詐欺盗:警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと話し、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどして、キャッシュカード等を盗む手口

# 特殊詐欺の発生状況

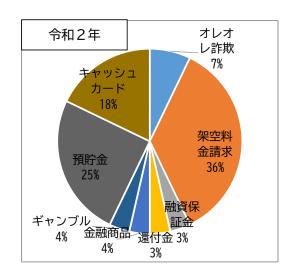


# 特殊詐欺の手口別発生状況





出典:山形県警察統計資料



### (6) DV・ストーカーの状況

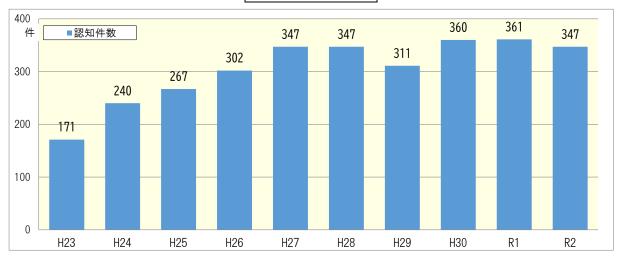
令和2年のDV事案の認知件数は347件で、前年に比べ14件減少しましたが、平成26年以降、7年連続して300件を超えて高止まりしています。

ストーカー事案の認知件数は、令和2年が156件で、過去10年間で最多となっています。

DV・ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に高く、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいため、事案の早期発見や相談、保護体制の整備と充実が必要です。

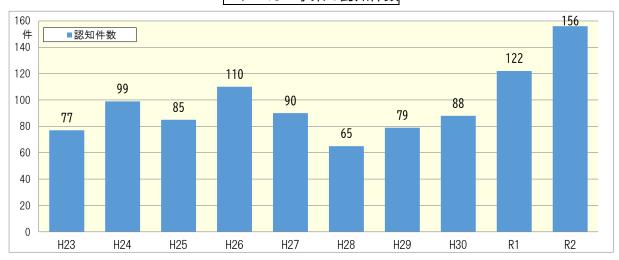
※ DV (ドメスティック・バイオレンス): 男女の別を問わず、婚姻関係、内縁関係、同居する交際関係に ある者からの殴る蹴る等の身体に対する暴力のほか、脅迫等の言葉の暴力を含む精神的暴力、性行為の強 要等の性的暴力

### DV事案の認知件数



出典:山形県警察統計資料

# ストーカー事案の認知件数



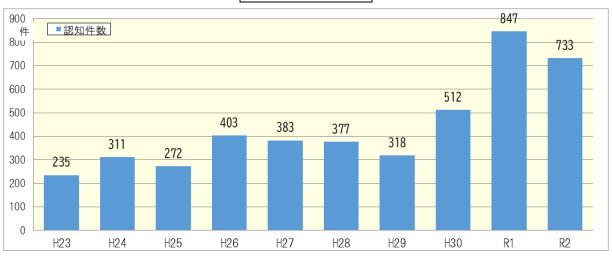
### (7) 児童虐待、高齢者虐待等の認知状況

児童虐待と認定された件数は、平成30年度以降500件を超える件数で推移しています。

高齢者虐待の認知件数は、令和2年が109件で、前年と比べ8件減少したものの、 平成30年以降3年連続100件を超える高い値で推移しています。

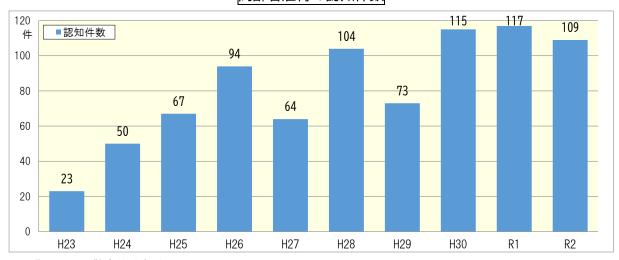
事案の早期発見や安全確保のためには、関係機関による情報共有と連携が重要になっています。

# 児童虐待の認定件数



出典:山形県統計資料

# 高齢者虐待の認知件数

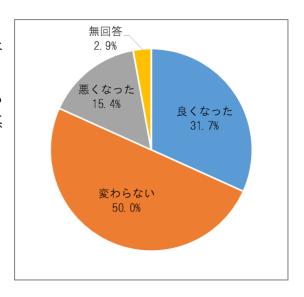


### (8) 県民の意識

令和2年10月に開催した防犯指導者講習会において、参加者(134名)を対象に 治安に関する意識調査を実施したところ、次のような回答結果となりました。

### 〈地域の治安について〉

地域の治安について、平成27年と比べて良くなったと感じるか質問したところ、「良くなった」と答えた人が31.7%となったものの、「変わらない」及び「悪くなった」と答えた人が合計で65.4%となっています。

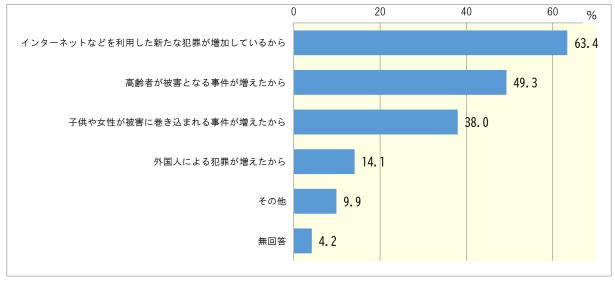


### 〈治安が悪くなった理由及び不安に感じる罪種〉

治安が、「変わらない」又は「悪くなった」と感じる理由では、「インターネットなどを利用した新たな犯罪が増加しているから」が63.4%と最も多くなっています。

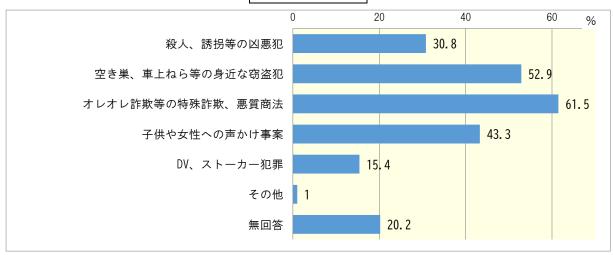
また、不安に感じる犯罪については「オレオレ詐欺等の特殊詐欺、悪徳商法」 が61.5%と最も多く、多くの方がインターネット上での新たな手口の犯罪や特殊 詐欺等を不安に感じています。

# 治安が悪くなったと感じる理由 -----<sub>0</sub> 20



※ 複数回答

# 不安に感じる犯罪

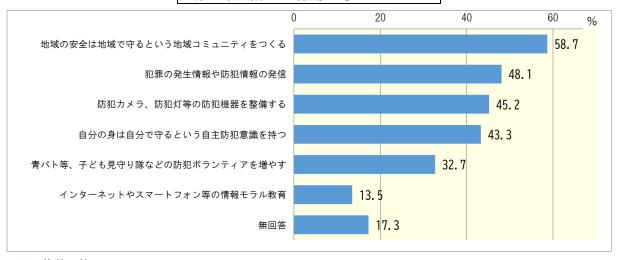


※ 複数回答

### 〈犯罪の未然防止に有効と考えられるもの〉

犯罪被害に遭わないために有効と考えるものについては、「地域の安全は地域で守るという地域コミュニティをつくる」が58.7%と最も多く、次いで「犯罪の発生情報や防犯情報の発信」が48.1%、「防犯カメラ、防犯灯等の防犯機器を整備する」が45.2%という順になっています。

# 犯罪の未然防止に有効と考えられるもの



※ 複数回答

### 2 県内の防犯対策の現状

### (1) 防犯ボランティア団体等の推移

県内で防犯活動を実施している団体(以下「防犯ボランティア団体」という。)は、各市町村に設置されている防犯協会をはじめ、青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール(以下「青色防犯パトロール」という。)を行う団体、その他自主的な防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体があり、各地域の防犯パトロールや広報活動を行っています。

県内全体の防犯ボランティア団体は、令和2年12月末現在で合計423団体、構成員21,879人と、平成29年から4年連続で構成員数が減少しています。

また、構成員の平均年齢が60歳以上となるボランティア団体は、令和2年が306団体で、全体の83.6%を占めています。

防犯ボランティアとして活動に参加される方々の高齢化、後継者不足が顕在化 しています。

#### 500 30,000 452 438 団体 25, 452 433 434 421 423 390 25,000 27, 405 1 26, 847 382 400 370 405 24,675 **1** 23, 783 22, 942 22, 677 20,000 21,879 1 20, 727 300 18,595 15,000 200 10,000 100 5,000 団体数 構成員数 0 0 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

防犯ボランティア団体の推移

出典:山形県警察統計資料

※ 平均して月1回以上の活動実績があり、かつ、構成員数が5人以上の団体

### (2) 防犯ボランティアの人材育成

県では、防犯まちづくり活動に取り組んでいる方、また、これから取り組みたいと考えている方を対象に「防犯指導者講習会」を開催しており、計画期間中の5年間(平成29年度から令和3年度)で延べ657人が受講しました。

また、県内全ての市町村で防犯ボランティア団体が結成され、各団体の中核となる防犯リーダーが牽引役となって、各地域の実情に即した防犯活動が行われています。更に学生、民間団体、事業者等に対する参加促進や支援等、安全安心なまちづくりのための活動の輪を広げていくことが求められています。

### (3) 青色防犯パトロール

青色防犯パトロールを行う団体は、平成17年に本県で初めて導入されて以来、 飛躍的に増加し、令和2年12月末現在で171団体(2,310台)となっています。 また、全市町村に実施団体が整備され、県内全域において青色防犯パトロール が展開されています。

今後も、各地域における実施団体数・車両台数を維持するとともに、情報提供 を通じて、活動の活性化を図っていくことが重要です。

#### 200 7,000 6, 139 6,080 6, 122 5, 891 団体 ■■ 団体数 ●● 登録台数 ●■●従事者数 台・人 5, 542 6,000 4, 942 171 168 168 150 161 5,000 149 4, 091 3, 565 131 4,000 3,087 117 100 3,000 2,226 90 80 2,000 2, 174 2, 223 2, 256 2, 310 50 60 2,035 1,834 1,000 1, 493 1,205 988 0 | 542 0 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

青色防犯パトロール団体・青色回転灯装備車の推移

### (4) 事業者等による防犯活動

社会貢献活動の一環として、事業者等による安全で安心なまちづくりに関する 防犯活動(防犯CSR活動)が増えています。

従業員によるマンパワーの活動だけでなく、事業分野を活かした事業者ならで はの活動にも期待が高まっています。

取組事例として

- ・外出時(車両運行時)の防犯パトロール、子どもの見守り活動
- ・屋外の電光掲示板や自社商品のパッケージ等を活用した防犯広報
- ・地域の防犯ボランティア団体への支援(活動物品の提供、自社商品の割引サービス等)

等があります。

警察では、事業者の防犯CSR活動をホームページで情報提供しています。

CSR (Corporate Social Responsibility)

一般的に「企業の社会的責任」といわれており、企業が社会の一員として果たすべき様々な 責任を意味します。

近年、多くの事業者等が、環境保全や社会福祉、防災などのCSRに積極的に取り組んでいます。 その中で、事業者等が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組を 「防犯CSR」と呼んでいます。

また、「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」には複数の事業者団体が参画しています。今後も各事業者団体と連携を強化した活動を展開し、事業者等における防犯活動を活性化する必要があります。

こうした事業者等における取組は、地域を見守るとともに安全で安心なまちづくりへの気運の高まりにもつながるため、今後更に広がっていくことが期待されます。

### (5) 市町村における安全で安心なまちづくり

全市町村に安全・安心まちづくり条例が制定されており、防犯協会や青少年育成連絡会議等を主体として自主防犯パトロールが実施されるなど、地域の実情に即した活動が展開されております。

県では、市町村及び地域における関係機関との連携強化を図り、各総合支庁が防犯協会の総会等に参画して活動内容を把握するなど、連携を更に強化して安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進していきます。

### (6) 防犯の指針

条例に基づき、道路、住宅等の防犯性能の向上や児童等の安全を確保するための環境整備や防犯対策を行う際のガイドラインとして、7つの分野において具体的な方策を示した、「防犯指針」を策定してその普及に努めています。

防犯指針については、犯罪の発生状況や被害対象者及び社会情勢を踏まえ検証 し、指針としての効果を高めるとともに、現状に即した安全で安心なまちづくり のための施設や設備の整備を促進するため、関係機関と連携を図りながら指針の 内容の再検討や整備等に努めていく必要があります。

### 3 第3次計画における取組

### (1) 主な取組状況

第3次計画期間中に、関係機関や団体と連携を図りながら行った主な取組は次のとおりです。

### 基本方向 1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

### ① 自主防犯意識の啓発

- 県内での防犯活動や取組等を県のホームページで紹介
- ・ 公民館やコミュニティセンターにおいて、防犯出前講座等を開催し、地域に根ざした情報の提供
- ・ 県及び市町村において、全ての親が安心して家庭教育を行えるように、 家庭教育講座を開催
- ・ 全市町村において、広報紙等で犯罪情報や防犯活動に役立つ情報を住民 に提供

### ② 規範意識の向上

・ 小学校、中学校及び高等学校において、各警察署と連携して「非行防止 教室(薬物乱用防止教室を含む。)」を実施

### ③ 地域安全情報の提供

- ・ 県ホームページ等による情報提供、交番や駐在所ではミニ広報紙による 情報提供を実施
- ・ 山形県警察電子メール配信システム「やまがた110ネットワーク」により特殊詐欺の前兆電話や被害の発生、不審者情報等について注意喚起

# 基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

### ① 地域における連帯意識の向上

・ 防犯活動のリーダー育成及び活動の活性化を目的に、毎年、防犯指導者 講習会を開催し、平成29年度から令和3年度までの5年間で、延べ657名 が参加

### ② 地域における防犯活動の促進

・ 県内の青色回転灯装備車両による防犯活動実施団体は171団体、車両台数は2,310台、車両台数は東北で最多(令和2年12月末)

また、全市町村において、当該車両による防犯パトロールを実施

### 基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

### ① 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

・ 全市町村において、関係機関・団体と連携して通学路を含む道路等にお ける現場防犯点検・整備を実施

### ② 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

・ 住宅防犯指導に関する広報チラシを作成し、県ホームページ等による広報啓発を実施するとともに、山形県警察電子メール配信システム「やまがた110ネットワーク」により、無施錠による住宅対象侵入窃盗事件の被害情報等の防犯情報を発信

### ③ 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

- ・ 金融機関、深夜小売店舗等の全店舗に対し、防犯資機材の設置や管理状況等への助言・指導を実施
- ・ 金融機関やコンビニエンスストアで、強盗模擬訓練や特殊詐欺による声かけ訓練を実施し、従業員の対応要領等の向上

### ④ 防犯カメラの管理及び運用に関する指針の策定

・ 平成31年2月、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備のため、普及が進む防犯カメラに関し、プライバシー保護を目的とした「山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針」を策定

# 基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

### ① 学校・通学路等における子どもの安全確保

- 子どもに対する声かけ事案等を防ぐため、通学路の安全点検を実施。
- ・ 全小学校で防犯教育等を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成して検証 するとともに、防犯訓練や不審者対応訓練等を実施

### ② 子ども、女性の安全確保に係る施策の充実

- ・ 県内小学校区における子ども見守り隊の結成率は96.6%だが、未結成の 小学校区では、住民等に依頼して見守り活動を促進しており、各小学校区 の見守り活動の実施率は100%
- ・ 「やまがた性暴力被害者サポートセンター (べにサポやまがた)」を業務 委託により運営し、性暴力被害者への総合的な支援を提供

### ③ 高齢者、障がい者等の安全確保の推進

- 高齢者虐待防止にかかる市町村及び養介護施設職員向けの研修会を開催
- ・ 障がい者への支援体制の整備を図るため、全市町村で「地域自立支援協議会」を設置

# (2) 施策毎の数値目標

施	<u>ルスロの奴に口</u>	標			進 捗	状 況
			基準年次	目標値	H29∼R2	備考
			(H27)		達成率	
					(平均)	
1	防犯情報発信取	組市	全市町村	全市町村	100%	
	町村数					
2	高校における非	行陆	98. 5%	100%	82. 2%	対象校数・実施率
	止教室・薬乱防		00.070	100/0	02. 2/0	公立高校47校・実施率85.6%
	室の実施率					私立高校15校 · 実施率71.7%
3	薬物乱用防止教	 室推	年1回	年1回	年0.75	令和2年は新型コロナの影響
	進研修会の開催					で実施できず
						令和元年までは毎年開催
4	あいさつ運動・	環境	年3回	年4回	年3.5回	令和2年は新型コロナの影響
	美化活動や先進	的な				で紹介は2回
	防犯活動の紹介 <sup>。</sup>	件数				令和元年までは4回実施
<b>⑤</b>	防犯指導者講習	会の	年2回	年2回	100%	毎年2回実施
	開催					
6	 県が管理する道	悠の	年4回	年4回	100%	毎年4回実施
9	定期パトロール	LILIO	7-10	7-10	100/0	· 中中 · 四天池
	2000					
7	道路等現場防犯	点検	全市町村	全市町村	100%	毎年全市町村で実施
	の実施市町村数					
8	県が管理する公	園の	年12回	年12回	年12回	毎年、1年を通じて実施
	日常点検				以上	
9	対象店舗に対す	· ス 17士	全店舗	全店舗	100%	金融機関等764店舗
9	対象店舗に対り 犯指導の実施	ବାଏ	主方部	主力部	100%	並融機関等704店舗   深夜小売業(スーパー、コンビ
	心相等の天心					二)473店舗
10)	 公立学校におけ	· る倍	100%	100%	100%	—/ T/O/D AM
	機管理マニュア		100/0	100/0	100/0	
	検証率					
11)	子ども見守り活	動の	100%	100%	100%	県内小学校区では、地域の実
	実施率					情に合わせて、子ども見守り
						隊等による活動を実施

### 4 今後取り組むべき主な課題

第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や課題を踏まえて、今後取り組むべき主な課題は次のとおりです。

### 【主な課題】

- 人口減少や少子高齢化による防犯ボランティア活動員の高齢化と後継者不足、 また、新型コロナにより、防犯活動の実施や研修会等の開催に影響が生じている ことから、社会の変化に対応した防犯活動等ができる環境づくりが必要
- 住宅対象侵入窃盗、自転車盗、車上ねらい等の施錠をすることで被害を防止できる犯罪は、未だに無施錠での被害が多いため、「自分の安全は自分が守る」という防犯意識を高め、防犯の基本である確実な施錠を定着化させるなど防犯力の向上が必要
- 子どもに対する不審な声かけ事案は、特に下校中の発生が多いため、防犯ボランティアの人材育成とともに、「防犯CSR活動」「ながら見守り」等多様な参加 形態による自主防犯活動の活性化が必要
- 特殊詐欺は、社会の様々な変化とともに、新たな手口による被害が発生するな ど巧妙化していることから、発生状況に応じた防犯活動や被害防止対策が必要
- I T技術の進歩により、インターネットやSNSなどの新しいサービスが 次々に普及し、誰もが利用できる状況にあることから、安全で安心して暮らせる デジタル社会の実現に向けて、適正なインターネット利用に関する防犯情報の 発信など、デジタル社会に対応した対策の強化が必要

# 第3章 推進計画の目標と基本方向

### 1 計画の目標

県民が犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、県民、事業者、自治会等(以下「県民等」という。)による防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動、行政、警察、県民等の連携・協働により犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を更に推進し、安全・安心を実感できる地域社会の実現を目指します。

### 2 数値目標の設定

### (1) 全体目標

「犯罪の抑止による刑法犯認知件数の減少」

本県の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、県民の身近で発生し、不安感の高い侵入窃盗、子どもへの不審な声かけ、特殊詐欺被害等は依然として後を絶たず、今後更なる人口減少や少子・高齢化の進行により地域の防犯力の低下が懸念されます。

県民が安全で安心して暮らせる山形県を目指すため、第4次計画では、県民生活の身近なところで発生し、不安を感じさせる犯罪を抑止して、刑法犯認知件数の減少を維持していくことを全体目標として設定します。

### (2) 数值目標

計画の目標を達成するため、第3次計画期間(平成29年度~令和2年度)の平均を基準値とした12の数値目標を示し、各施策の進捗状況を明らかにします。

### 3 第4次計画の重点取組

県民が安全・安心を実感できる地域社会の実現を図るため、第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や課題を踏まえ、第4次計画期間(令和4年度から令和8年度まで)の中で重点的に取り組みます。

### |重点 1 | 人口減少や少子高齢化等の社会の変化に対応した防犯活動の強化

人口減少や少子高齢化による防犯ボランティア活動員の高齢化と後継者不足、 新型コロナによる防犯活動への影響等、社会の変化に対応するため、あらゆる活動主体と連携し、先進的・効果的な防犯活動や防犯対策を導入するとともに、地域防犯活動を支える人材の育成を継続して行い、県民等の防犯意識を高め、防犯活動の強化に取り組みます。

# 重点2 通学路等における子どもの安全確保

通学路等における子どもの安全確保のため、多様な参加形態による防犯活動を 促進するとともに、地域全体で子どもが安全な生活を送るための基礎力を養う「安 全教育」の推進に取り組みます。

### 重点3 巧妙化する特殊詐欺等の発生状況に応じた被害防止対策の強化

巧妙化する特殊詐欺等の被害防止のため、関係機関・団体と連携して、発生状況に応じた防犯指導と広報啓発活動、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際での被害防止対策に取り組みます。

### |重点4||安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現に向けた施策の強化

急速に進化・多様化するデジタル化に対応し、県民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現のため、関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行・被害防止対策等について、県民等に対する広報啓発活動を推進し、防犯意識の啓発に取り組みます。

### 4 基本方向

刑法犯認知件数を大きく減少させた第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や 課題、それらを踏まえた重点取組に基づき、4つの基本方向を定めます。

また、各基本方向に添った施策を、行政、警察、県民等がそれぞれ責務や役割を 果たしながら連携・協働し全県的に展開します。

### 基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるための取組を推進し、 県民一人ひとりが「自分の安全は自分が守る」、「家庭の安全は家庭で守る」という防 犯意識の高揚を図ります。

### 基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

県民等の「地域の安全は地域が守る」という意識の高揚と地域における多様な参加 形態による自主的な防犯活動の活性化を通じて、地域の絆が強まり、互いに支え合う 良好な地域社会の形成を図ります。

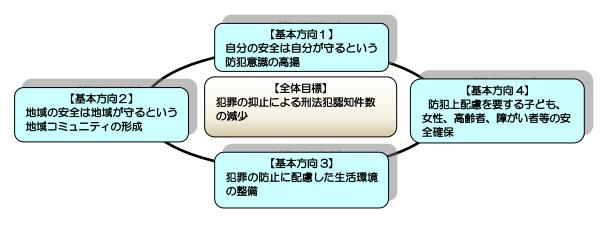
### 基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要であることから、行政や県民等が地域の安全を確認し、防犯指針を踏まえた施設や設備などの生活環境の整備を促進します。

# 基本方向 4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の 安全確保

行政、警察、県民等が連携し、地域全体で子どもや女性、高齢者、障がい者等の被 害防止の取組を進めるとともに、安全を確保する活動を推進します。

### 基本方向と全体目標の相関図



# 5 施策の体系

# 基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚 推進施策 施策の内容 1 自主防犯意識の啓発 (1) 県の広報媒体による広報・啓発の推進 (2) 地区公民館等における防犯出前講座(出前交番・駐在所)の (3)「各季地域安全運動」、「安全で安心なまちづくり推進期間」に おける広報啓発活動の実施 (4) 家庭教育講座等による家庭の教育力の向上 (5) 市町村と連携した広報啓発 (6) インターネット利用に関する防犯意識の啓発 (1) 学校における非行防止教室の開催 2 規範意識の向上 (2) 関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行・被害防 止対策の推進と情報発信 (3) 少年サポートセンターを中心とした少年補導活動等の展開 (4) 大学と連携した学生ボランティア参加活動の推進 (5) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進 (6) 有害図書類の除去等環境の浄化 (7) "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動の推進 3 地域安全情報の提供 (1) インターネット、マスメディア、SNSを活用した県民への 情報提供 (2) 交番・駐在所におけるミニ広報紙や電子メール配信による防 犯情報の提供 (3) 防犯ボランティアや事業者等への防犯情報の提供 基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成 推進施策 施策の内容 (1) 地域における先進的・効果的な防犯活動の紹介 1 地域における連帯意識 (2) 地域防犯活動を支える人材育成と研修会の開催 の向上 (1) 交番・駐在所との合同パトロールの実施 2 地域における防犯活動 (2) 青色防犯パトロール活動等の推進 の促進 (3) 事業所等における防犯責任者の配置 (4) 地域における防犯ボランティア団体等への支援 (5) 多様な参加形態による防犯活動の推進

### 基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

### 推進施策

### 施策の内容

- 1 犯罪の防止等と安全の確 保に配慮した道路等の維 持管理
- (1) 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の維持管理
- (2) 防犯設備等の整備・改善の促進
- 2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及
- (1) 住宅防犯に関する情報提供
- (2) 関係機関・団体等と連携した防犯設備・機器の普及
- 3 金融機関・商業施設等の 防犯性の向上
- (1) 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導
- (2) 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進
- (3) 強盗対応訓練や特殊詐欺阻止訓練による緊急時の適切な対 応の習得
- (4) 大規模小売店舗の防犯対策への協力
- (5) 事業所等における防犯対策と防犯意識の啓発
- 4 防犯カメラの適正な設置・運用の啓発

防犯カメラの適正な設置・運用の啓発

### 基本方向 4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

### 推進施策

### 施策の内容

- 1 学校・通学路等における 子どもの安全確保
- (1) 研修会の開催による学校安全ボランティア等の人材育成
- (2) 学校における危機管理マニュアルの定期的な検証と効果的な防犯訓練の実施
- (3) 関係機関・団体が連携した学校通学路等の安全推進体制の整備
- (4) 児童福祉施設等の安全の確保
- 2 子ども、女性等の安全確 保に係る施策の充実
- (1) 女性を対象とした防犯講話の開催と自分の安全は自分が守る防犯意識の高揚
- (2) DV被害者の早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の 充実
- (3) 性暴力被害の潜在化及び被害の拡大の防止
- (4) 関係機関・団体の連携による見守り活動の充実
- (5) 市町村における児童虐待の対応強化
- (6) 児童虐待の発生予防・適切な保護
- (7) 関係機関が連携した情報モラル教育の推進及びフィルタリングの利用促進
- (8) 成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の強化
- 3 高齢者、障がい者等の安 全確保の推進
- (1) 詐欺や悪質商法の被害を防止するための取組の実施
- (2) 民生委員・児童委員による見守り活動
- (3) 高齢者見守りネットワークの構築と見守り活動の促進
- (4) 地域自立支援協議会との連携強化
- (5) 社会福祉施設等の安全の確保

# 第4章 施策の推進

## 基本方向 1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

本県における刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、住宅対象侵入窃盗、自転車盗、車上ねらい等の施錠をすることで被害を防止できる犯罪は、未だに無施錠による被害が多い状況です。

また、特殊詐欺被害の件数は減少していますが、新たな犯行手口の発生や金融機関・コンビニエンスストア等での声かけによる被害阻止事案も多く発生しています。これらの犯罪については、手口の周知や積極的な相談などにより、一人ひとりが防犯意識を高めることで、被害を未然に防止することができます。

犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが、地域で発生している犯罪や、自分でできる防犯対策に関心を持ち、確実に施錠を行うなど、「自分の安全は自分が守る」、「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識を高めることが大切です。

このため、県の広報媒体を利用したり、県内各地域で防犯教室を開催するなど、 県民等へ情報提供、啓発活動を行い自主防犯意識の高揚を図ります。

## 推進施策1 自主防犯意識の啓発

#### 1 施策の趣旨

防犯への取組の必要性を広く県民等に理解してもらうため、行政、関係機関・団体が連携し、安全で安心なまちづくりに関する広報啓発活動を推進するとともに、防犯教育を推進して自主防犯意識の高揚を図ります。

施策の内容	担当課
(1) 県の広報媒体による広報・啓発の推進	消費生活・地域安全課
県民のあゆみやホームページ、SNS、テレビ、ラジ	
オ等あらゆる広報媒体を用いて、防犯活動や防犯対策の	
必要性を広く県民等に広報します。	
(2) 地区公民館等における防犯出前講座(出前交番・駐在	消費生活・地域安全課
所)の開催	地域課
地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を	生涯教育・学習振興課
図るため、地区公民館等が行う集会や研修会等に講師を	
派遣して、防犯出前講座等を実施します。	

施策の内容	担当課
(3) 「各季地域安全運動」、「安全で安心なまちづくり推進	消費生活・地域安全課
期間」における広報啓発活動の実施	生活安全企画課
各季地域安全運動や、安全で安心なまちづくり推進期	女性・若者活躍推進課
間を中心に集中的な広報啓発活動を実施します。	
(4) 家庭教育講座等による家庭の教育力の向上	生涯教育・学習振興課
幼稚園、保育所、学校、企業等を会場とした家庭教育	
講座や家庭教育支援者の研修会等を開催し、家庭の教育	
力の向上を図ります。	
(5) 市町村と連携した広報啓発	消費生活・地域安全課
各地区防犯協会連合会と連携し、地域の防犯活動状況	各総合支庁
を把握するとともに、地域における関係機関・団体との	
ネットワーク化を図り、防犯意識高揚のため広報啓発活	
動に努めます。	
(6) インターネット利用に関する防犯意識の啓発	サイバー犯罪対策課
インターネットを利用する県民や事業者等に対して、	
不正プログラムや不正アクセス等のサイバー空間にお	
ける脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広	
報啓発活動を推進し、安全で安心して暮らせるデジタル	
社会の実現を図ります。	

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
1	防犯情報発信取組市町村数	全35市町村	全35市町村	消費生活 · 地域安全課
2	県ホームページにおける防犯 活動・防犯対策に役立つ情報の 発信	_	年4回	消費生活・ 地域安全課

## 【説明】

### ◎ 各季地域安全運動

犯罪や交通事故の防止、青少年の健全育成等のため各々の季節に行われている運動です。

○春 - 春の地域安全運動

(各地区の祭典や新学期の行事等を踏まえて設定)

○夏 - 明るいやまがた夏の安全県民運動

(7月21日頃~8月20日頃)

○秋 - 全国地域安全運動(10月11日~20日)

○冬 - 年末地域安全運動(12月11日~20日)

(明るいやまがた夏の安全県民運動出発式)



### ◎ 安全で安心なまちづくり推進期間

県では、安全で安心なまちづくりについて重点的に広報活動及び啓発活動を行うため、「全国地域安全運動」と連携した「安全で安心なまちづくり推進期間」を設けています。

## 推進施策2 規範意識の向上

### 1 施策の趣旨

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を通じて大人の規範意識を高めるとともに、家庭教育相談や子育て講座等を通じ家庭の子育て力の向上を図ります。

また、学校における非行防止教室や、薬物乱用防止教室等による非行防止教育等の更なる充実を図り、青少年健全育成指導、有害環境浄化活動、不良行為少年の補導活動、地域における子育て支援等少年の規範意識向上を図る活動を推進します。

施策の内容	担当課
(1) 学校における非行防止教室の開催	人身安全少年課
小中学校や高等学校、特別支援学校その他の学校・機	スポーツ保健課
関において、学校の実態等地域の実情に沿った「非行防	義務教育課
止教室」、「薬物乱用防止教室」、「情報モラル教室」を継	特別支援教育課
続して開催し、児童生徒の規範意識の醸成と非行防止を	高校教育課
図ります。また、指導者に対して、研修会を実施し専門	学事文書課
的知識を高めます。	
(2) 関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行・	人身安全少年課
被害防止対策の推進と情報発信	義務教育課
・ 小中学校や高等学校、特別支援学校その他の学校・	特別支援教育課
機関と管轄警察署、少年補導員、大学生ボランティア	高校教育課
等が連携してSNS等に起因する少年の非行・被害防	学事文書課
止対策活動を推進し、同活動を情報発信することで県	
民への周知啓発を図ります。	
・ 児童生徒の規範意識の向上と地域の非行及び犯罪防	
止機能の高揚、少年を見守る社会気運の醸成を図りま	
す。	
(3) 少年サポートセンターを中心とした少年補導活動等	人身安全少年課
の展開	
少年サポートセンターを中心として、少年又は関係者	
からの相談受理、継続補導、少年の立ち直り支援、家出	
少年・要保護少年の発見保護、有害環境の浄化、少年の	
非行防止・被害防止広報啓発活動及び街頭活動を関係機	
関と協働で継続して展開します。	

施策の内容	担当課
(4) 大学と連携した学生ボランティア参加活動の推進	人身安全少年課
県内の大学生を「少年警察大学生ボランティア」に委	
嘱し、少年の非行防止活動を通じて、非行を生まない社	
会づくりを推進します。	
(5) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	女性・若者活躍推進課
県民全員の息の長い取組と大人が親として、地域社会	人身安全少年課
の構成員として自ら姿勢を正し、子どもたちの良き手本	スポーツ保健課
となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、	
子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進しま	
す。	
(6) 有害図書類の除去等環境の浄化	女性・若者活躍推進課
県内全域において、関係機関と連携して有害図書類の	人身安全少年課
販売店舗等への指導を強化するとともに、児童生徒への	各総合支庁
フィルタリング利用促進を図る広報を実施し、青少年の	
健全育成のための環境浄化活動を推進します。	
(7) "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動の推進	女性・若者活躍推進課
いじめ・非行防止、根絶に向け、学校と地域が両輪と	人身安全少年課
なって県民運動を展開し、「いじめ・非行をなくそう」	義務教育課
という意識の醸成を図ります。	特別支援教育課
	高校教育課
	生涯教育・学習振興課
	学事文書課
	各総合支庁

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
3	高校における非行防止教室・ 薬物乱用防止教室の実施率	82.2%	100%	高校教育課 学事文書課
4	薬物乱用防止教室推進研修 会の開催	年0.75回	年1回	スポーツ保健課

#### 【説 明】

#### ◎ 少年サポートセンター

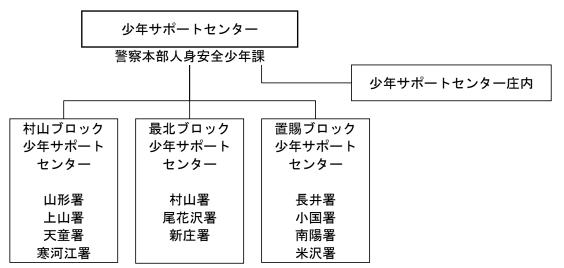
少年の非行を防止するためには、家出、喫煙、夜遊び等の問題行動の段階で、適切な対応を取ることが大切です。

また、犯罪等の被害にあった少年に対しては、早期に立ち直るための支援が必要となります。 山形県警察少年サポートセンターは、将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、少年や保護者からの相談を受理して必要な助言を行うほか、他の公的機関を紹介するなど、問題を抱えた少年やその家庭を支援するため、警察本部人身安全少年課に開設されているものです。

令和2年4月、庄内地域を担当する「少年サポートセンター庄内」が開設されました。

その他のブロック(村山、最北、置賜)にも「少年サポートセンター」を開設しており、少年の立ち直りのための活動、保護活動、居場所づくり活動、少年相談の受理等のほか、警察職員とボランティアが連携して街頭補導や非行防止キャンペーン活動を行っています。

#### 【少年サポートセンター概要】



#### ○ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

「子どもは社会を写す鏡」と言われるように、青少年の問題は、大人社会の問題を反映している ものであり、大人自身の生き方そのものが青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼします。

私たち大人は、その責務を自覚し、家庭、地域、学校、行政が連携を深め、青少年が心身ともに 健全に育成できる環境を整えていくことが大切です。

山形県では平成12年度から同県民運動をスタートし、共催機関・団体をはじめ、家庭や地域、学校等県内各地で運動を展開しています。

#### ◎ "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動

いじめ・非行は、山形県の将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶 に向けては、学校のみならず、家庭・地域が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」こと を徹底していく必要があります。

山形県では平成25年から、県、教育機関、警察、青少年健全育成団体等が一体となり同運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組を大人も共有・共感し、具体的な行動をとることにつなげています。

### 【活動紹介】

#### ◎ やまがた被害者支援センターの活動

民間被害者支援団体「公益社団法人やまがた被害者支援センター」は、犯罪や交通事故の被害者及びその御家族に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害回復や軽減に資することを目的とする団体です。

また同センターは、県からの委託を受け、やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」を運営しており、「SNS利用に起因する子どもの性被害防止のための広報啓発活動」にも精力的に取り組んでいます。

#### ≪主な活動≫

- 県警と連携した少年非行・被害防止事業対策の推進と情報発信
- 教育委員会の協力を得て、県内全小学生(6年生)向けのリーフレットと保護者向けのチラシの配付
- 「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催



小学6年生向けリーフレット

## 推進施策3 地域安全情報の提供

### 1 施策の趣旨

県民等の防犯意識を高めるため、県のホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、SNS等あらゆるマスメディアを活用し、犯罪の発生情報、防犯対策に役立つ情報などの地域安全情報を提供します。

また、地域安全情報の提供は、地域の実情に即した方法で、正確・迅速に伝わるよう、関係機関・団体と連携して実施します。

施策の内容	担当課
(1) インターネット、マスメディア、SNSを活用した県	消費生活・地域安全課
民への情報提供	生活安全企画課
自主防犯活動に役立ててもらうため、被害の拡大が予	
想される犯罪や新たな手口等の情報を、ホームページ、	
新聞、テレビ、ラジオ、SNS等の広報手段を通じ、タ	
イムリーに情報提供します。	
(2) 交番・駐在所におけるミニ広報紙や電子メール配信に	生活安全企画課
よる防犯情報の提供	地域課
・ 県内の犯罪情勢など、防犯活動に効果的な情報につ	人身安全少年課
いて、交番・駐在所、署所在地勤務員が作成するミニ	
広報紙や交番速報等で情報提供します。	
・ 山形県警察電子メール配信システム「やまがた11	
0 ネットワーク」により、特殊詐欺発生情報、不審者	
情報等の安全安心情報のタイムリーな発信に努める	
とともに、登録の促進を図ります。	
(3) 防犯ボランティアや事業者等への防犯情報の提供	生活安全企画課
山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議	消費生活・地域安全課
構成団体の連携を強化し、防犯ボランティアや事業者	
等に対し防犯情報を提供します。	

#### 【説 明】

◎ 山形県警察電子メール配信システム(やまがた110(いちいちまる)ネットワーク)

警察では、県内で発生した事件に関する情報提供や県民の皆様が犯罪被害に遭わないように、 特殊詐欺等の発生情報を配信しています。

〈「やまがた110ネットワーク」」は、下記に分類して情報を配信します。〉

① 事件手配状況・・・・・・・手配が必要な事件の情報

② 特殊詐欺発生情報・・・・・・振り込め詐欺等の発生状況

③ 不審者情報・・・・・・・・声かけ事案、不審者等の発生情報

④ 行方不明者手配情報・・・・・行方不明者の手配情報

⑤ 交通安全情報・・・・・・・・・・・・交通事故の発生情報、交通取締情報等

⑥ 交通障害情報・・・・・・・・交通障害の発生情報

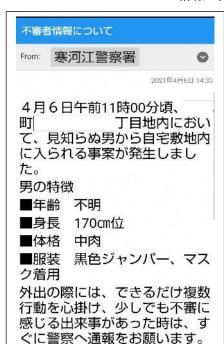
⑦ 防災情報・・・・・・・・・自然災害の発生等の災害情報

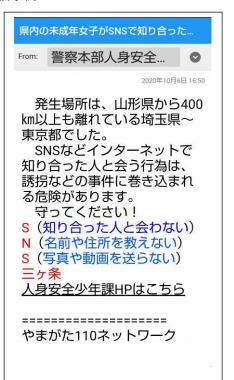
⑧ 有害鳥獣出没情報・・・・・・市街地等に出没した熊等に関する情報

⑨ ポリスインフォメーション・・・警察主催のイベント情報

を、配信地域(県内14警察署)と組み合わせ、必要な情報を選んで受信できます。

#### 情報の発信事例





※ ご登録を希望される方は、下記メールアドレス宛に空メールを送信ください。 メールアドレス yp1@ox03. asp. cuenote. jp

## 基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

県内では、行政、事業者、防犯団体等が行う青色防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域の安全を守る活動が展開されています。

県民一人ひとりが「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、地域における 自主的な防犯活動に参画することは、犯罪を未然に防止するだけでなく、地域社会 における絆の構築にも繋がります。

行政、事業者、自治会や町内会をはじめPTA、老人クラブ等地域で共同活動を 行う団体が連携・協働し、地域における人と人との絆や地域社会への思いを深め、 互いに助け、支え合う地域づくりを推進します。

また、事業者が行う防犯CSR活動や、日常生活の中で防犯の視点を持って子どもの見守り活動を行う「ながら見守り」等、県民、事業者、防犯団体、自治会等の多様な参加形態による自主防犯活動の活性化を図ります。

#### 推進施策1 地域における連帯意識の向上

#### 1 施策の趣旨

行政、県民等が連携し一体となって社会参加活動を活発に展開し、地域における 連帯意識の向上を図ります。

施策の内容	担当課
(1) 地域における先進的・効果的な防犯活動の紹介	消費生活・地域安全課
県内で活動する防犯ボランティア団体や防犯CSR	生活安全企画課
活動を紹介することで、活動の活性化を図るとともに、	
団体間の連携や地域における連帯意識の高揚を図りま	
す。	
(2) 地域防犯活動を支える人材育成と研修会の開催	消費生活·地域安全課
・ 先進的、効果的な防犯活動等を紹介する研修会を開	生活安全企画課
催して、活動の核となる地域防犯リーダーの育成と資	
質向上を図り、地域における自主防犯活動を推進しま	
す。	
・ 研修会等において、防犯活動マニュアルや防犯指針	
を活用し、防犯活動を支える人材の育成を図ります。	

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
5	防犯ボランティア団体や事業 者等の防犯活動の紹介件数	年3.5回	年4回	消費生活 · 地域安全課
6	防犯指導者等講習会の開催	年2回	年2回	消費生活・ 地域安全課

### 【説明】

#### ◎ 防犯活動マニュアル

地域住民が防犯パトロールを行うに当たって、防犯ボランティア団体を設立する方法、パトロールを行う際の着眼点・留意事項等を簡潔にまとめたものです。

#### ◎ 防犯指針

犯罪防止や安全確保のために示した防犯指針(ガイドライン)です。

- ① 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場の構造、設備等に関する指針
- ② 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針
- ③ 学校等における児童等の安全確保に関する指針
- ④ 通学路等における児童等の安全確保に関する指針
- ⑤ 大規模小売店舗における防犯に関する指針
- ⑥ 深夜営業施設における防犯に関する指針
- ⑦ 山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

#### 【活動紹介】

#### ◎ パトラン山形の活動

パトランとは、「パトロールランニング」の略称で、子ども、女性、高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、街を走って見守る防犯活動のことです。その活動は、平成25年に福岡県宗像市で誕生して以来、令和3年現在で、42都道府県にまで広がり、全国各地で様々な取組が行われています。

県内では、平成30年に「パトラン山形」が発足され、県内全域を活動範囲とし、令和3年現在で約80人のメンバーがそれぞれの居住地や勤務地で活動しています。

複数人で行う合同パトランを定期的に開催し、防犯のみならず、反射タスキの配布による交通安全啓発やごみ拾い等にも力を入れ、地域の実情に合わせた取組を行っています。





活動状況

## 推進施策2 地域における防犯活動の促進

### 1 施策の趣旨

青色防犯パトロールや防犯CSR活動等の効果的な防犯活動の普及、防犯ボランティア団体等との情報共有に努め、地域における防犯活動を促進します。

事業者等に防犯活動への理解と協力を求めて防犯責任者を設けるなど、地域社会全体で規範意識を向上する活動を推進し、多様な参加形態による防犯活動の活性化を図ります。

施策の内容	担当課
(1) 交番・駐在所との合同パトロールの実施	地域課
交番・駐在所と防犯ボランティア等による地区内の防	
犯パトロールを継続して実施するとともに、情報交換や	
自主的な防犯活動の取組を推進します。	
(2) 青色防犯パトロール活動等の推進	消費生活・地域安全課
・ 防犯ボランティア等の青色防犯パトロール活動の更	生活安全企画課
なる普及と支援に努め、地域における活動の活性化を	
図ります。	
・ 広報・警戒用ステッカーの貼付や青色回転灯装備車	
両の導入等、公用車を活用したパトロールを行いま	
す。	
(3) 事業所等における防犯責任者の配置	消費生活・地域安全課
事業所等における防犯活動を推進するため、防犯責任	
者の配置を促進し、情報提供等を行い資質の向上を図り	
ます。	
(4) 地域における防犯ボランティア団体等への支援	消費生活・地域安全課
「安全で安心なまちづくり」を促進するためには地域	
の実情に応じた防犯活動が不可欠であり、地域防犯体制	
の要となっている防犯ボランティア団体等(防犯協会、	
青色防犯パトロール隊、子ども見守り隊等) の方々が誇	
りと自信を持って一層活き活きと活動できるような環	
境づくりに向けて、市町村とともに支援していきます。	

施策の内容	担当課
(5) 多様な参加形態による防犯活動の推進	消費生活・地域安全課
・ 高齢世代、現役世代、学生、事業者等に「ながら見	生活安全企画課
守り」の働きかけを行い、地域全体の防犯への意識付	
けや活動参加を促進します。	
・ 事業者による防犯CSR活動の促進に努めます。	

#### 【説明】

#### ◎ 青色防犯パトロールについて

青色回転灯装備車(通称 青パト)を使用し、地域の防犯パトロール等を行うことです。

地域で活動している自主的な防犯パトロールに使用する自動車に、青色回転灯を装備したいとの要望が多く寄せられたため、警察庁と国土交通省の間で協議の結果、一定の要件の下で、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することが認められました。

青色回転灯を装備してパトロールを行うことは、住民の間に安心感を与え、防犯意識の向上に 寄与するとともに、犯罪企図者に対する抑止効果もあるものと考えられます。

認定の要件は下記のとおりです。

- ① 防犯団体が、次のいずれかの要件に該当すること
  - ・ 県又は市町村
  - ・ 県知事、市町村長、警察署長等から防犯活動の委嘱を受けた団体
- ② 自主防犯パトロール活動等の実績及び活動計画から、継続的な活動が見込まれること ※ 配達や通勤等の他の業務を兼ねて行うことはできません
- ③ 自主防犯活動を実施中、予想される事案に対し適切に対応できると認められること
- ④ 自主防犯活動が適正な方法で実施されると認められること
  - (例) 回転灯は自動車の屋根に装着又は取り付ける、自主防犯パトロール以外には点灯させない、車体に防犯団体の名称やパトロール中であることを表示する、活動時は警察本部長が交付する「標章」や、「パトロール実施者証」を携行する。

証明書の交付を受けた団体は、各自動車 単位に運輸支局等(軽自動車は軽自動車協 会)において自動車検査証に「自主防犯活 動用自動車」との記載を受けることで、当 該車両に青色回転灯を装備しての公道走行 が可能となります。



## 基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

暗がりや見通しが悪い場所、侵入犯罪にぜい弱な建物等は、犯罪を誘発するおそれがあります。

地域における自主防犯活動の促進とともに、行政や県民等が地域の安全を確認し、 現場防犯点検の実施と防犯設備等の整備改善を促進して、犯罪の防止に配慮した生 活環境の整備の取組を推進します。

防犯カメラについては、プライバシー保護の観点から指針に基づき、適正な管理・ 運用について広報・啓発を行います。

## 推進施策1 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

## 1 施策の趣旨

行政や県民等が地域の安全を確認し、防犯のために必要な設備等に関する指針に基づき、道路、公園、駐車場や駐輪場(以下「道路等」という。)の維持管理に努めます。

施策の内容	担当課
(1) 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の維持管理	道路保全課
通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切	都市計画課
に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロ	
ールを実施します。	
(2) 防犯設備等の整備・改善の促進	消費生活・地域安全課
市町村、関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等	
を活用し、防犯指針に基づき、道路などの見通しや照度	
の確保等地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯灯など	
の防犯設備の整備・改善を促進します。	

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
7	県が管理する道路の定期パト ロール	年4回	年4回	道路保全課
8	道路等現場防犯点検の実施市 町村数	全市町村	全市町村	消費生活 · 地域安全課
9	県が管理する公園の日常点検	年12回	年12回	都市計画課

# 【説明】

#### ◎ 防犯出前講座

県や県警では、地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域の自主防犯活動を促進するため、地区公 民館等で行う集会、研修会等に、要望に応じ「出前講座」を実施しています。

#### 〈対象集会、研修会について〉

講師派遣の対象となる集会、研修会等は、防犯を主な目的とするものはもとより、高齢者講座、スポーツ・レクリレーション講座等目的は問いません。

#### 〈講座内容について〉

- ・身近な犯罪に対する防犯対策講座
- · 悪質商法詐欺対策講座
- ・住まいの防犯対策講座

#### 〈申込方法〉

消費生活・地域安全課又は最寄りの警察署生活安全課、交番・駐在所にお申込みください。

# 推進施策2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

## 1 施策の趣旨

住宅の防犯性能を向上させるため、住宅に関する防犯の指針の認知度向上と普及 を図り、防犯性の高い住宅の普及に努めます。

施策の内容	担当課
(1) 住宅防犯に関する情報提供	消費生活·地域安全課
ホームページ、研修会や街頭広報、相談窓口等におい	生活安全企画課
て、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未	建築住宅課
然防止を図ります。	各総合支庁
【主な防犯対策の例】	
・建物の開口部の強化	
・周辺からの見通しを良くする	
・開口部までの侵入し易いルートを作らない	
(2) 関係機関・団体等と連携した防犯設備・機器の普及	消費生活・地域安全課
防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士	生活安全企画課
や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共	
同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の	
高い設備・機材の普及に努めます。	

## 推進施策3 金融機関・商業施設等の防犯性の向上

## 1 施策の趣旨

犯罪を減少させ、安全で安心な地域づくりを推進するため、金融機関、商業施設等について、防犯設備や通報体制の整備、強盗対応訓練等による緊急時の適切な対応の習得などの防犯上の対策を図り、犯罪を防止するとともに利用者及び従業員を犯罪から守る施策を推進します。

施策の内容	担当課
(1) 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導	生活安全企画課
金融機関や深夜営業施設等、防犯体制の強化が求めら	通信指令課
れる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防	
犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善	
及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を	
図ります。	
(2) 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進	生活安全企画課
犯罪発生情報を迅速に提供することで、犯罪被害の防	通信指令課
止を図るとともに、防犯資機材の導入と適切な管理運用	
を働きかけるなど、犯罪の被害に遭いにくい防犯環境の	
整備促進を図ります。	
(3) 強盗対応訓練や特殊詐欺阻止訓練による緊急時の適	生活安全企画課
切な対応の習得	通信指令課
・ 強盗対応訓練を実施するほか、防犯資機材の設置や	
管理状況等の指導を行い、緊急時の適切な対応の習得	
を図ります。	
・ 水際での被害防止対策を強化するため、特殊詐欺被	
害が疑われる金融機関窓口での高額出金者や、コンビ	
ニエンスストアにおける高額電子マネー購入者への	
対応訓練を実施します。	
(4) 大規模小売店舗の防犯対策への協力	商業・県産品振興課
大規模小売店舗立地法に基づく届出があった場合、防	
犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制等につい	
て協力を求めていきます。	

施策の内容	担当課
(5) 事業所等における防犯対策と防犯意識の啓発	消費生活・地域安全課
犯罪を減少させ、安全で安心な地域づくりを推進する	生活安全企画課
ため、事業所等における防犯対策と防犯意識の啓発に努	
めます。	

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
10	対象店舗に対する防犯指導 の実施	全店舗	全店舗	生活安全企画課

# 推進施策4 防犯カメラの適正な設置・運用の啓発

## 1 施策の趣旨

平成31年2月に、県が策定した「山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラの適正な設置・運用を啓発します。

施策の内容	担当課
防犯カメラの適正な設置・運用の啓発	生活安全企画課
・ 行政、事業者、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の	消費生活・地域安全課
高い防犯カメラの適正な設置・運用について啓発をし	
ます。	
・ 防犯カメラの有効性とプライバシーの保護等との	
調和を図り、適正かつ効果的に運用するため「山形県	
防犯カメラの管理及び運用に関する指針」の周知に努	
めます。	

# 基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

犯罪の被害に遭わないためには、まず、「自分の安全は自分が守る」ということが重要であるものの、子どもや女性、高齢者、障がい者等は犯罪被害の対象となりやすく、安全を確保するための特別な配慮が必要です。

このため、行政、警察、関係機関・団体、地域住民が連携・協力して地域全体で 子どもや女性、高齢者、障がい者等の安全を確保する活動を促進します。

## 推進施策1 学校・通学路等における子どもの安全確保

#### 1 施策の趣旨

学校や児童福祉施設、通学路等において子どもが犯罪被害に遭わないよう安全で 安心な学校・通学路等づくりを進めるとともに、地域における子ども見守り活動の 充実を支援します。

施策の内容	担当課
(1) 研修会の開催による学校安全ボランティア等の人材	スポーツ保健課
育成	生活安全企画課
研修会を開催し、学校・家庭・地域の連携強化に努め、	人身安全少年課
学校の安全活動を充実するための考えや進め方に関す	消費生活・地域安全課
る方策を学び、情報の共有化を図ることで、地域ぐるみ	
での児童生徒の犯罪被害の未然防止と安全・安心を確保	
します。	
(2) 学校における危機管理マニュアルの定期的な検証と	スポーツ保健課
効果的な防犯訓練の実施	学事文書課
・ 県内の学校における危機管理マニュアルの実効性を	生活安全企画課
確保するため見直しを図るとともに、マニュアルに基	人身安全少年課
づく訓練を実施します。	消費生活·地域安全課
・ 危機管理マニュアル・学校安全計画を作成する際は、	
防犯教育等を盛り込むよう周知し、効果的な防犯訓練	
等を実施します。	
・ 関係機関・団体が連携し、地域全体で、子どもが安	
全な生活を送るための基礎力を養う「安全教育」を推	
進します。	

施策の内容	担当課
(3) 関係機関・団体が連携した学校通学路等の安全推進体	スポーツ保健課
制の整備	生活安全企画課
関係機関・団体のネットワークを整備し、意見交換・	人身安全少年課
情報共有等を通じて地域ぐるみで子どもの安全確保を	消費生活・地域安全課
図る見守り活動を推進します。	
(4) 児童福祉施設等の安全の確保	子ども保育支援課
・ 子どもの安全を確保するため、緊急連絡体制を活用	子ども家庭支援課
し、各市町村と連携しながら、必要な情報について関	人身安全少年課
係施設に連絡するとともに、避難等の適切な措置を講	消費生活・地域安全課
じることができるよう支援します。	
・ 就学前児童が利用する施設における防犯に向けた	
取組が一層充実するよう、市町村を通じて周知してい	
きます。	

番号	施策目標	現 状(第3次平均)	令和8年度	担当課
11	公立学校における子どもの 安全教育の実施	_	100%	スポーツ保健課

## 推進施策2 子ども、女性等の安全確保に係る施策の充実

### 1 施策の趣旨

子ども、女性を犯罪の被害から守るため、「自分の安全は自分が守る」意識の高揚を図るのみならず、行政、事業者、地域活動団体、地域住民等が一体となった地域 ぐるみで支え合う活動が促進されるよう、啓発活動を推進するとともに防犯上必要 な情報を提供します。

また、令和4年4月からの改正民法の施行による成年年齢引下げに伴い、18歳及び19歳の若年者は未成年者取消権が認められなくなります。

このため、若年者の消費者被害や消費者トラブルの増加が懸念されることから、若年者への消費者教育を強化し、自立した消費者の育成を図ります。

施策の内容	担当課
(1) 女性を対象とした防犯講話の開催と自分の安全は自	消費生活・地域安全課
分が守る防犯意識の高揚	人身安全少年課
女性を対象とした防犯講話を行い防犯意識の向上を	スポーツ保健課
図るとともに、女性を対象とする犯罪を未然防止するた	
めの広報啓発など諸対策を図ります。	
(2) DV被害者の早期発見・通報の理解促進と相談・保護	子ども家庭支援課
体制の充実	人身安全少年課
関係機関等における早期発見・通報の理解を促進する	
とともに、緊急に保護を要する被害者がいる場合の迅速	
で安全な保護体制の充実を推進します。	
(3) 性暴力被害の潜在化及び被害の拡大の防止	消費生活・地域安全課
性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援	
(相談、産婦人科医療、カウンセリング、捜査関連支援、	
法的支援) を提供するなど、被害者への支援を充実する	
とともに、被害の潜在化の防止や心身に対する被害拡大	
の防止を推進します。	
令和3年10月1日からは、政府において、夜間休日に	
性犯罪・性暴力被害に関する相談を受け付けるコールセ	
ンターを開設し、本県でも、やまがた性暴力被害者サポ	
ートセンター「べにサポやまがた」の電話相談受理時間	
と合わせて、24時間365日の電話相談に対応しています。	

施策の内容	担当課
(4) 関係機関・団体の連携による見守り活動の充実	生活安全企画課
・ 学校・家庭・地域の連携により、地域ぐるみの見守	スポーツ保健課
り活動の充実を図ります。	消費生活・地域安全課
・ 学校、地区住民、事業者等と連携し「こども110番	
連絡所(車)」、「地域見守り隊」等による子どもや女	
性の安全確保を推進します。	
・ 現役世代のボランティア活動を支援して、活動の活	
性化を図ります。	
(5) 市町村における児童虐待の対応強化	子ども家庭支援課
・ 各市町村に設置されている要保護児童対策地域協	
議会の調整機関担当者を対象に専門的な研修を実施	
することにより、対応力の強化を支援し、虐待を受け	
ている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見	
や適切な保護を図ります。	
・ 児童相談所の担当職員を派遣し、市町村の児童相談	
担当者等への助言指導を行うなど運営を支援しま	
す。	
・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置を	
支援します。	
(6)児童虐待の発生予防・適切な保護	子ども家庭支援課
・ 市町村等関係機関と連携し、発生予防から早期発見・	人身安全少年課
早期対応、適切な保護指導、アフターケアに至る一連	
の施策を推進します。	
・ 児童虐待防止のシンボル「オレンジリボン」を活	
用した児童虐待防止啓発活動を推進します。	
・ 医療機関との連携による妊産婦のメンタルサポー	
トや産後うつの早期発見・早期支援を行います。	
・ 専門職員の増員、人材育成の強化等、児童相談所の	
対応強化を図ります。	
・ 里親制度を推進するとともに、施設の自立支援機能	
の充実を図り、虐待などにより家庭で生活することが	
できない子どもの自立支援を強化します。	

施策の内容	担当課
(7) 関係機関が連携した情報モラル教育の推進及びフィ	人身安全少年課
ルタリングの利用促進	女性・若者活躍推進課
・ 非行防止教室の開催や、教育委員会・学校等関係機	高校教育課
関と連携し、SNS等に起因する犯罪被害の防止のた	義務教育課
め、情報モラル教育を推進します。	特別支援教育課
・ 保護者に対してペアレンタルコントロール (青少年	学事文書課
の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管	
理すること)の理解促進及び児童生徒へのフィルタリ	
ング利用促進を図る広報を実施するほか、携帯電話販	
売事業者への協力依頼と情報提供を行って利用を促	
進します。	
(8) 成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の	消費生活・地域安全課
強化	
若年者の消費者被害の未然防止を図るため、消費生活	
出前講座やSNSなどを活用した消費者教育及び啓発	
を推進します。	

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
12	子ども見守り活動の実施率	100%	100%	スポーツ保健課 生活安全企画課

# 【説明】

#### ◎ こども110番連絡所

「こども110番連絡所」とは、子どもが何らかの事件、事故等に 遭った、又は遭いそうになった場合の緊急避難場所として協力を 得ている場所です。

日中の時間帯に不在とならない、地域の一般家庭、商店、事業所 等に設置しており、子どもが助けを求めてきた場合には、その安 全を確保するとともに、警察、学校、家庭等必要な場所への連絡を 行ってくれます。

連絡所には、右記のプレートが掲示されています。



## 推進施策3 高齢者、障がい者等の安全確保の推進

### 1 施策の趣旨

防犯上、特に配慮を要する高齢者や障がい者等が、地域において安全で安心して 暮らすことができるよう、訪問活動の実施や様々な広報媒体、会合等を活用しての 情報提供により犯罪被害の未然防止を図ります。

また、行政、関係機関等が連携し、社会福祉施設等における防犯対策を図り安全確保を推進するとともに、地域におけるネットワークの構築を図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを促進します。

施策の内容	担当課
(1) 詐欺や悪質商法の被害を防止するための取組の実施	地域課
・ 特殊詐欺や悪質商法について、交番・駐在所、署所	生活安全企画課
在地勤務員によるミニ広報紙により情報提供を行い	消費生活・地域安全課
ます。	
地区公民館等が行う集会や研修会等に、講師を派	
遣する防犯出前講座を実施し、高齢者等の防犯意識	
の高揚を図ります。	
・ 迷惑電話防止機能付き電話機等の有効性の周知、普	
及促進を図ります。	
(2) 民生委員・児童委員による見守り活動	地域福祉推進課
活動のPRや研修の実施等、民生委員・児童委員の活	
動しやすい環境づくりを行いながら、市町村や自治会等	
の関係機関と連携し、地域における高齢者や障がい者等	
の要援護者の見守り活動を行います。	
(3) 高齢者見守りネットワークの構築と見守り活動の促	高齢者支援課
進	生活安全企画課
・ 県内全市町村で組織されている民生委員や地域住	地域課
民、社会福祉協議会等が中心となる高齢者見守りネ	消費生活・地域安全課
ットワーク組織の活動を通じて、高齢者虐待などの	
早期発見、見守り活動を行います。	
・ 高齢者等の消費者被害を防止するため、「山形県消	
費者安全確保地域協議会(仮称)」を設置し、併せて	
市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設	
置や円滑な運営を支援します。	

施策の内容	担当課
(4) 地域自立支援協議会との連携強化	障がい福祉課
障がい者への支援体制の整備を図るため、市町村が設	消費生活・地域安全課
置する地域自立支援協議会において、保健、医療、教育	
機関との連携強化を図ります。	
(5) 社会福祉施設等の安全の確保	障がい福祉課
社会福祉施設等における施錠などの防犯措置の徹底	高齢者支援課
とともに、緊急時における職員間の連絡体制や警察等関	消費生活・地域安全課
係機関への迅速な通報体制の構築、不審者の発見等防犯	生活安全企画課
面での地域住民やボランティア等との連携体制の強化	
を促進し、入居者・利用者の安全確保を図ります。	

数 值 目 標 一 覧

番号	施策冒標	基準年次	目標年次
基本	方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高援	200	
1	防犯情報発信取組市町村数	全35市町村 (第3次平均)	全35市町村 (令和8年度)
2	県ホームページにおける防犯活動・防犯対策に役立 つ情報の発信	_	年4回 (令和8年度)
3	高校における非行防止教室・薬物乱用防止教室の実 施率	82.2% (第3次平均)	100% (令和8年度)
4	薬物乱用防止教室推進研修会の開催	年0.75回 (第3次平均)	年1回 (令和8年度)
基本	方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニラ	ティの形成	
5	防犯ボランティア団体や事業者等の防犯活動の紹介 件数	年3.5回 (第3次平均)	年4回 (令和8年度)
6	防犯指導者等講習会の開催	年2回 (第3次平均)	年2回 (令和8年度)
基本	方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備		
7	県が管理する道路の定期パトロール	年4回 (第3次平均)	年4回 (令和8年度)
8	道路等現場防犯点検の実施市町村数	全35市町村 (第3次平均)	全35市町村 (令和8年度)
9	県が管理する公園の日常点検	年12回 (第3次平均)	年12回 (令和8年度)
10	対象店舗に対する防犯指導の実施率	100% (第3次平均)	100% (令和8年度)
基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保			
11	公立学校における子どもの安全教育の実施率	_	100% (令和8年度)
12	子ども見守り活動の実施率	100% (第3次平均)	100% (令和8年度)

# 資 料

- 1 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例
- 2 山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱
- 3 犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内推進連絡会議設置要綱
- 4 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備 等に関する指針
- 5 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
- 6 通学路等における児童等の安全確保に関する指針
- 7 学校等における児童等の安全確保に関する指針
- 8 大規模小売店舗における防犯に関する指針
- 9 深夜営業施設における防犯に関する指針
- 10 山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

#### 1 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、地域の防犯力を高めていくことが重要であることにかんがみ、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の形成に必要な取組をいう。
- 2 この条例において「県民等」とは、県民、事業者及び自治会等(自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。 以下同じ。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 安全で安心なまちづくりの推進は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。
- (1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、自らの安全は自らが守る、家庭の安全は家庭が守る、地域の安全は地域が守るという防犯意識の下に、犯罪の防止のための自主的な活動が行われること。
- (2) 犯罪の防止のための自主的な活動を通じて、地域のきずなが強まり、互いに支え合う良好な地域社会の形成が図られること。
- (3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力すること。 (県の青務)
- 第4条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

(市町村との連携等)

- 第5条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するに当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。
- 2 県は、市町村が安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するときは、必要な情報の提供及び助言を 行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自ら及び家庭の安全確保(犯罪による被害を受けないようにすることをいう。以下同じ。)に努めるとともに、地域における安全で安心なまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及び当該事業者の事業活動に関し、安全確保に努めるとともに、地域社会の一員として安全で安心なまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第8条 自治会等は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域における安全で安心なまちづくりを主体的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

(推進計画)

- 第9条 知事は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を 策定するものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 安全で安心なまちづくりに関する基本的方向
- (2) 安全で安心なまちづくりの推進のための施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項
- 3 知事は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、市町村及び県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (推進体制の整備)
- 第10条 県は、市町村及び県民等と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

- 第2章 安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的な施策
- 第1節 県民等による自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

- 第11条 県は、安全で安心なまちづくりについて県民等の関心及び理解が深まり、県民等による自主的な活動が促進されるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 2 県は、安全で安心なまちづくりについて重点的に広報活動及び啓発活動を行うため、安全で安心なまちづくり推進期間を設けるものとする。

(県民等の活動に対する情報の提供等)

- 第12条 県は、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動に対し、当該活動を促進するための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 警察署長は、その管轄区域における県民等による犯罪の防止のための自主的な活動に対し、地域の実情に応じて当該 活動を推進できるよう、当該区域における犯罪の発生状況等必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

#### 第2節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

- 第13条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」 という。)の普及に努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

- 第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 3 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該 住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、居住者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報 の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

- 第15条 金融機関等、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において小売業を営む者その他の特に犯罪 の防止に配慮を要する事業を行う者で規則で定めるものは、その店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する ものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 警察署長は、その管轄区域において、前項に規定する店舗等その他の特に犯罪の防止に配慮を要する事業が行われる 店舗等を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の 向上のために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### 第3節 児童等の安全確保

(児童等の安全確保に関する指針)

第16条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全確保に関する指針を定めるものとする。

(学校等における児童等の安全確保)

- 第17条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条に規定する指針に基づき、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な情報の提供、 助言その他の措置を講ずるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第18条 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して第16条に規定する指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童等の安全確保に係る教育の充実)

第19条 県は、学校等、家庭及び地域社会と連携して、児童等の安全確保に係る教育の充実が図られるよう努めるものと する。 (高齢者、障がい者等の安全確保)

第20条 県は、高齢者、障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)その他の 特に犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全確保のため、市町村及び県民等が連携して行う地域における取組を 促進するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### 第3章 雑則

(指針の公表)

第21条 知事は、第13条第2項、第14条第2項及び第16条に規定する指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれらを公表するものとする。

附 則(抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 2 山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

- 第1条 「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」第10条の規定に基づき、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が連携し安全で安心なまちづくりを推進するため、山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。 (活動)
- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 推進計画の策定及び変更に関する検討
  - (2) 安全で安心なまちづくりに関する情報交換及び連携の強化
  - (3) 構成団体等による安全で安心なまちづくりの促進及び支援
  - (4) 安全で安心なまちづくりの広報の推進
  - (5) その他安全で安心なまちづくりの推進に関すること (構成)
- 第3条 推進会議は、別表に掲げる団体等で構成する。

(役員)

- 第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、山形県防災くらし安心部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、山形県警察本部生活安全部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (総会)
- 第5条 推進会議総会(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (専門委員会)
- 第6条 推進会議のもとに、特定の事項を検討させるため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会の設置、運営に関し必要な事項については、別に定める。

- A L

第7条 推進会議の事務局は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課及び山形県警察本部生活安全部生活安全企 画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則(抄)

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

別表 山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議構成団体等

区分(団体数)	団 体 名	
	山形県連合小学校長会	
	山形県中学校長会	
	山形県高等学校長会	
教 育 団 体	山形県特別支援学校長会	
(8)	公益社団法人山形県私立学校総連合会	
	山形県PTA連合会	
	山形県高等学校PTA連合会	
	山形県私立中学高等学校PTA連合会	
	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	
	一般社団法人山形県老人クラブ連合会	
県民・地域団体	山形県婦人連盟	
<u> </u>	山形県保護司会連合会	
(1)	山形県社会教育連絡協議会	
	山形県子ども会育成連合会	
	公益社団法人やまがた被害者支援センター	
	山形県商工会議所連合会	
	山形県商工会連合会	
	一般社団法人山形県建設業協会	
事業者団体	一般社団法人山形県建築士会	
(8)	公益社団法人山形県宅地建物取引業協会	
	一般社団法人山形県警備業協会	
	山形県商店街振興組合連合会	
	公益社団法人山形県観光物産協会	
	公益社団法人山形県防犯協会連合会	
防犯団体	山形県金融機関防犯対策協議会	
(4)	山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会	
	山形県防犯設備協会	
市町村	山形県市長会	
(2)	山形県町村会	
県	山形県	
(3)	山形県教育委員会	
	山形県警察本部	

(合計32団体等)

#### 3 犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」第4条の規定に基づき、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 推進計画の検討及び推進に関すること。
  - (2) 各種防犯指針の検討及び普及に関すること。
  - (3) 安全で安心なまちづくりに関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関する施策の推進に関すること。 (構成)
- 第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 委員長は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、警察本部生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。 (職務)
- 第4条 委員長は、連絡会議の事務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第5条 連絡会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。 (作業部会)
- 第6条 連絡会議に、特定の課題や施策の推進等を検討する会議(以下「作業部会」という。)を置くことができる。
- 2 作業部会は、課題等に応じた委員が所属する課(室)の職員をもって構成する。
- 3 作業部会長(以下「部会長」という。)は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課地域安全対策主幹をもって充てる。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課に置く。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(抄)

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

### (別表)

総務部	学事文書課長	
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長	
環境エネルギー部	エネルギー政策推進課長	
	子ども保育支援課長	
しあわせ子育て応援部	子ども家庭支援課長	
	女性・若者活躍推進課長	
健康福祉部	地域福祉推進課長	
	高齢者支援課長	
	障がい福祉課長	
産業労働部	商業・県産品振興課長	
農林水産部	農村計画課長	
	都市計画課長	
県土整備部	道路保全課長	
	建築住宅課長	
村山総合支庁	総務課長	
最上総合支庁	総務課長	
置賜総合支庁	総務課長	
庄内総合支庁	総務課長	
教育庁	生涯教育・学習振興課長	
	義務教育課長	
	高校教育課長	
	スポーツ保健課長	
警察本部	生活安全企画課長	
	地域課長	
	人身安全少年課長	
	防災くらし安心部 環境エネルギー部 しあわせ子育で応援部 健康福祉部 産業労働部 農林水産部 県土整備部 村山総合支庁 最上総合支庁 置賜総合支庁 匡内総合支庁 庄内総合支庁	

## 4 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等に関する指針

### 第1 通則

1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例(平成19年3月県条例第25号)第13条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、具体的に配慮する事項を示し、もって防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

- 2 基本的な考え方
- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理するものに対し、道路等の防犯性の向上のため設備上及び管理上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路構造令等関係法令、計画上の制約、道路等の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (4) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に 防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 第2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保(監視性の確保)

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 周辺居住者の共同意識の向上(領域性の強化)

周辺居住者が「我々のまち」であるという強い意識を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の防止(接近の制御)

フェンス、柵等を設置すること等により犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

### 第3 配慮すべき事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、周辺の状況等を勘案し、必要に応じて、防護柵や植栽等により歩道と車道を分離する。

(2) 見通しの確保

ア 工作物(看板、道路標識等をいう。)を設置しようとする場合には、工作物等が見通しを妨げないように設置する。

イ 道路の植栽の下枝等が周囲から道路への見通しを妨げないように剪定・伐採を行う。

ウ 冬期間の降雪時には除排雪により見通しを妨げないように配慮する。

(3) 照明設備

道路照明灯の設置に当たっては、可能な範囲で、光害にも注意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度 以上の照度(注2)を確保する。

また、防犯灯(注3)の設置のための道路の占用については、交通安全上支障のない範囲においてその許可について最大限配慮する。

(4) 防犯設備

防犯上特に注意を払うべき地下道等(注4)においては、できる限り防犯ベル等の防犯設備を設置する。

2 公園

公園内で発生する犯罪や児童等への声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 公園内の植栽については、見通しに配慮した樹木の種類の選定及び配置とするとともに、下枝等の剪定により 見通しを確保する。 イ 公園内への遊具の設置については、見通しに配慮した遊具の選定及び配置とする。

(2) 照明設備

夜間、通路として日常的利用が想定される園路は、照明設備を適切に配置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。

(3) 便所

ア配置

園路又は道路から近い場所等、周囲から見通しが確保された場所に設置する。

イ 照度の確保

建物の入り口付近又は内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注5)を確保する。

(4) 防犯設備

公園内には必要に応じて、防犯ベルや赤色灯などの警報装置を設置する。

3 自動車駐車場

自動車駐車場において発生する自動車の盗難、車内にある金品の盗難、死角を利用した各種犯罪を防止するため、 犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画する。

(2) 見通しの確保

ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

- イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラー等を設置する。
- ウ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。
- (3) 照明設備

ア 地下又は屋内の自動車駐車場については、照明設備を設置することにより、駐車の用に供する部分の床面において 2 ルクス以上、車路の路面において 10 ルクス以上の照度を確保する。

イ 屋外の駐車場については、照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。

(4) 出入口

ア 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入を管理すること が望ましい。

イ 夜間営業時間外には、出入口にはチェーン等を設置することにより、不審者等の侵入を防止することが望ましい。

(5) 管理者等

駐車場において見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置することが望ましい。

4 自転車駐車場

自転車駐車場において発生する自転車等の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者・対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画する。

(2) 見通しの確保

ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

- イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラー等を設置する。
- ウ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。
- (3) 照明設備

照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。

(4) 管理者等

ア 駐車場において見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯 設備を設置することが望ましい。

イ 駐車場は、チェーン用バーラック(注6)、サイクルラック(注7)等の設置等自転車の盗難防止に有効な措置を講じることが望ましい。

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度 (平均水平面照度 (床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。) が概ね3ルクス以上) をいう。
- (注3) 防犯灯は防犯を目的とした照明灯であり、道路法に規定する道路の付属物ではない。

- (注4) 「地下道等」とは、地下道のほかガード下等の人や車が通行する道路をいう。
- (注5) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度(平均水平面照度が概ね50ルクス以上)をいう。
- (注6) 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属棒をいい、自転車とチェーン錠で結ぶことができるものをいう。
- (注7) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有し、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

## 5 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

### 第1 通則

1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例(平成19年3月第25号)第14条第2項の規定に基づき、住宅(一戸建て住宅、共同住宅をいう。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、具体的に配慮する事項を示し、もって防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

- 2 基本的な考え方
- (1) この指針は、新築(建替を含む。以下同じ。) される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者(以下「事業者等」という。)に対し、防犯性の向上のため設備上及び管理上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令、計画上の制約、住宅の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯に配慮した住宅の構造、設備等の基本的な考え方

1 防犯の基本原則

住宅で発生する犯罪を防止するため、次の4つの基本原則から住宅の防犯性の向上のあり方を検討し、計画、設計、 改善及び整備を行うものとする。

(1) 見通しの確保(監視性の確保)

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上(領域性の強化)

居住者の帰属意識を高め、コミュニティの形成促進させることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止 (接近の制御)

塀や門扉等を設置すること等により犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材や設備等の強化(被害対象の強化・回避)

住戸の玄関扉や窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように破壊等が困難、又は破壊に時間を要するものとし、 犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

- 2 防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての留意点
  - (1) 安全性等への配慮

事業者等は、住宅に必要な安全性、居住性、耐久性等の性能及び経済性とのバランスに配慮し、建築上の対応、防犯設備の活用等により、防犯に配慮した企画、計画及び設計を行う。

(2) 隣棟、隣地等への配慮

事業者等は、各棟単独の対策のみならず、隣棟、隣地等との関係に十分配慮しつつ、当該住宅の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組、警察との連携等に留意して、企画、計画及び設計を行う。

### 第3 住宅の構造及び設備上配慮すべき事項

- 1 一戸建て住宅
  - (1) 玄関の配置

玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下、「道路等」という。)から見通しが確保された位置に配置するものとし、見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、玄関付近の侵入防止に有効な措置を講ずる。

(2) 玄関扉の材質等

ア 住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等(注2)の扉、枠及び錠を設置する。また、住宅の改修等の場合において、 やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製等の破壊が困難な玄関扉及び枠とするとともに、 錠のデッドボルト(かんぬき)が外部から見えないよう金具等により補強するなど、こじ開け防止に有効な構造 とする。さらに、錠については、ピッキング(注3)、カム送り解錠(注4)、サムターン回し(注5)等によ る不正な解錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

イ 住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能 を補完するドアチェーン等を設置したものとする。

(3) インターホン

玄関の内側と外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(4) 窓

ア 窓(侵入されるおそれのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。) のうちバルコニー等

に面する以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス(防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。)並びに面格子その他の建具を設置したものとする。

イ バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。

#### (5) バルコニー

アバルコニーは、縦樋等を利用した侵入の防止に有効な構造とする。

イ バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等から見通しが確保された構造のものとすることが望ましい。

### (6) 駐車場

- ア
  駐車場は、道路又は居室の窓等周囲から見通しが確保された位置に配置する。
- イ 駐車場に屋根を設ける場合は、居室の窓等への侵入の足場とならない位置又は構造とする。
- ウ 駐車場は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注6)を確保する。
- エ 居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注7)など施錠可能で、かつ、見通しが確保された門扉、シャッター等を設置することが望ましい。

#### (7) 屋外の照明設備

夜間における住宅及び敷地内への侵入を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置すること及び建物の死角となる部分にはセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

### (8) その他

ア 物置、塀、柵、垣等は、周囲からの死角の原因及び侵入の足掛かりにならないよう配慮する。

- イ 空調室外機、配管等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮する。
- ウ 植栽は、周囲からの見通しを妨げず、かつ、侵入の足掛かりにならないように樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。
- エ 敷地への侵入を防ぐために設置する柵、垣等は侵入の防止に有効な構造であるとともに、周囲からの見通しの確保などに配慮する。

#### 2 共同住宅

## (1) 共用部分

#### ア 共用出入口

- (7) 共用玄関の配置
  - 共用玄関は道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
  - ・ 道路等から見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等見通しを補完する措置を講ずる。
- (4) 共用玄関扉
  - ・ 玄関扉は、透明ガラス等を利用するなど扉の内外を相互に見通せる構造とし、オートロックシステム(注8)を導入することが望ましい。
- (ウ) 共用玄関以外の共用出入口
  - 共用玄関以外の出入口は、道路等周囲からの見通しが確保された位置に設置する。
  - ・ 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する措置を講ずる。
  - オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

## (工) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注9)を確保する。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(注10)を確保する。

### イ 管理人室

管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを 見通せる構造とし、又はこれに近接した位置に配置する。

### ウ 共用メールコーナー

### (ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に 配置する。
- 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等見通しを補完する措置を講ずる。

### (イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注9)を確保する。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型にすることが望ましい。

エ エレベーターホール

### (7) 配置

- 共用玄関のあるエレベーターホールは、共用玄関及び管理人室から見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等見通しを補完する措置を講ずる。

## (イ) 照明設備

- ・ 共用玄関のあるエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注 9)を確保する。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(注10)を 確保する。

## オ エレベーター

(ア) 防犯カメラ

エレベーターのかご内には防犯カメラを設置する。

(イ) 外部への連絡及び通報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

(ウ) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

(エ) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注9)を確保する。

## カ 共用廊下・共用階段

- (7) 構造等
  - ・ 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。
  - ・ 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入し にくい構造とすることが望ましい。
  - ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されたものとすることが 望ましく、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとす ることが望ましい。
- (イ) 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる 程度以上の照度(注10)を確保する。

## ク 自転車置場・オートバイ置場

- (ア) 配置
  - ・ 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
  - ・ 屋内に設置する場合には、構造上支障がない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通す ことが可能となる開口部を確保する。
- (4) 盗難防止措置

自転車置場・オートバイ置場は、チェーン用バーラック(注11)、サイクルラック(注12)の設置等自転車 又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。

(ウ) 照明設備

自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる 程度以上の照度(注6)を確保する。

### ケ駐車場

(7) 配置

駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に開口部を確保する。地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(4) 照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注6) を確保する。

### コ 通路

(7) 配置

通路(道路に準ずるものを除く。以下同じ。)は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。

(4) 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動が視認できる程度以上の照度(注6) を確保する。

#### サ 児童公園、広場又は緑地等

(ア) 配置

児童公園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(4) 昭明設備

児童公園、広場又は緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動が視認できる程度以上の照度(注6)を確保する。

### シ 防犯カメラ

(ア) 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。また、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

### (4) 配置等

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当 該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保する。
- (ウ) プライバシーの保護

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに 記録の取り扱いに関し適切な措置を講ずる。

#### ス屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は、施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に接近する場所には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずる。

## セ ゴミ置場

- (7) ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。また、住棟と別棟とする場合は、放火による被害防止のため住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- (イ) ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

# ソ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されたものとするとともに、その利用機会が増えるよう、設計、管理体制等を工夫する。

## タ その他

(ア) 塀、柵等

塀、柵等又は垣等は、領域性を明示するよう設置することが望ましい。また、塀、柵又は垣等の位置、構造等は、周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

(4) 配管、縦樋等

配管、縦樋等は、上階への足掛かりにならないよう配慮する。

(ウ) 屋外機器等

屋外に設置する機器等については、上階への足場とならないように適切な場所に配置する。

### (2) 専用部分

## ア 住戸の玄関扉

(ア) 玄関扉等の材質・構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等(注2)の扉、枠及び錠を設置する。また住宅の改修等の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製等の破壊が困難な玄関扉及び枠とするとともに、錠のデッドボルト(かんぬき)が外部から見えないよう金具等により補強するなど、こじ開け防止に有効な構造とする。さらに、錠については、ピッキング、カム送り解錠、サムターン回し等による不正な解錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

(イ) 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとする。

## イ インターホン

(ア) 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(イ) 管理人室等との通話

インターホンは、管理人等を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するものとすることが望ましい。また、オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から開錠する機能を有するものとすることが望ましい。

## ウ 住戸の窓

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓の うちバルコニー等に面する以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置す る。

(イ) バルコニーに面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建物を設置したものとする。

## エ バルコニー

(7) 配置

住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は 階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講 ずる。

(イ) バルコニーの手摺り等

住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造とすることが望ましい。

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。なお、領域性等に配慮し、専用庭を設置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

### 第4 住宅の管理上配慮すべき事項

- 1 設置物、設備等の維持管理
  - (1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているか定期的に点検整備する。

(2) 死角となるものの除去

共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより死角となる箇所が生じる場合には、これらの物を除去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲からの見通しを確保し、侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、 樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、繁りすぎにより死角となる箇所の発 生を防ぐよう配慮する。

(4) 冬期間の防犯対策

冬期間の屋根からの落雪又は除雪による雪山が周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(5) 屋上の管理

居住者等が立ち入り可能な屋上については、定期的に巡回し、扉、施錠設備、柵等の点検を行う。

- 2 管理組合等を中心とした自主的な防犯体制の確立
  - (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした犯罪発生情報等の共有化、防犯設備の点検整備、見通しの確保のための庭木の剪定・伐採、草刈等の自主防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署等との連携

自主防犯活動を効果的に推進するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努める。

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- (注3) 「ピッキング」とは、錠前のシリンダー (かぎ穴周辺の円筒) 部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入 手口をいう。
- (注4) 「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部にはたらきかけてかんぬき (デッドボルト)を作動させ解錠する侵入手口をいう。
- (注5) 「サムターン回し」とは、建物錠が設けられた戸の外側から針金、特殊な工具等を差し入れ、サムターン(かんぬきの開閉を行うためのつまみ)を回し、住宅に侵入する手口をいう。
- (注6) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度 (平均水平面照度 (床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ)が概ね3ルクス以上)をいう。
- (注7) 「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に配置したチェーンが上下に移動し、侵入防止を図る 設備をいう。
- (注8) 「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄 関扉の「電気錠」を解除することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解除され る錠をいう。
- (注9) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上(平均水平面照度が概ね50ルクス以上)をいう。
- (注10) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別できる程度以上の 照度(平均水平面照度が概ね20ルクス以上)をいう。
- (注11) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒をいい、自転車とチェーン錠で結ぶことができるものをいう。
- (注12) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有し、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

## 6 通学路等における児童等の安全確保に関する指針

### 第1 通則

1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例(平成19年3月県条例第25号)第16条の規定に基づき、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全確保(犯罪による被害に遭わないようにすることをいう。以下同じ。)のために必要な方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。なお、通学、通園等を伴わない及び保育所等保護者が送迎を行う児童福祉施設等は、当該指針の対象から除く。

## 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長に対して、通学路等における児童等の安全確保のための具体的な方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 防犯の基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、通学路等の計画、 設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保(監視性の確保)

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 周辺居住者の共同意識の向上、(領域性の強化)

周辺居住者が「我々のまち」であるという強い意識を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の防止 (接近の制御)

緊急避難場所の確保や防犯設備の整備拡充等により犯罪企図者の接近を制御し、犯行の機会を減少させる。

## 第3 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等における児童等の安全確保のため、次の基準により整備が図られるよう努めるものとする。

(1) 通学路等の設定

交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限りの安全な通学路の設定及びその利用の徹底

(2) 照明設備

照明設備の適切な配置による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)の確保

(3) 見通しの確保

ア 住宅、道路等周囲からの見通しの確保

- イ 死角となる物件又は箇所がある場合の死角を解消するためのミラー等の整備
- ウ 死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による見通しの確保
- エ 降雪期における見通しの確保に配慮した除排雪
- オ 公園、広場等における見通しの確保に配慮した遊具等の配置等
- (4) 子ども110番連絡所の整備

通学路等の周辺への「子ども110番連絡所」(注3) 等緊急避難場所の設置

(5) 防犯設備の整備

地下道等の児童等の安全確保上特に注意を払うべき箇所への防犯ベル等の通報装置の設置

2 学校等の体制整備等

学校等の管理者は、児童等の安全確保のため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 教職員等による登下校時の通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定

ア 警察等への通報及びパトロールの要請

- イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等登下校方法の決定
- ウ 保護者に対する連絡体制の確立
- エ 注意喚起文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
- オ 近隣の学校及び児童福祉施設間における情報共有体制の整備
- (3) 防犯ブザーの児童等への携帯促進
- (4) 登下校時の校門での観察、指導
- (5) 保護者との緊密な連絡体制の確立

ア 児童等が不審者に遭遇した場合や児童等の未帰宅事案が発生した場合の速やかな110番通報及び学校等への連絡

- イ 防犯ブザー等の携帯促進要請
- ウ 学校安全ボランティア(注4)への参加要請
- 3 児童等の安全確保に係る教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を利用して次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 児童等による「安全マップ」等の作成
  - ア 人家や人通りが少ない通学路等や空き家等の危険箇所
  - イ 暗く人目に付きにくい地下道等安全上注意を払うべき場所
  - ウ 警察施設や「子ども110番連絡所」(注3)等緊急避難場所
  - エ 公園、広場等
- (2) 集団下校等を利用した「安全マップ」等に基づいた児童等への指導
- (3) 「子ども110番連絡所」(注3)等緊急避難場所への駆け込み訓練や不審者対応訓練
- (4) 防犯ブザー等の常時携帯及び操作方法の指導
- (5) 家庭における安全確保のための教育の実施要請等
- 4 地域との連携による安全確保

学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する 警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 登下校時の見守り活動やパトロールの実施及びこれらの活動への積極的な参加
- (2) 不審者情報の共有化等

ア 通学路等における不審者による声かけ、児童等の未帰宅等の事案に関する情報の警察等への速やかな通報

- イ 通学路等における情報共有化のため連絡体制や、これらの情報に応じた緊急時のパトロールの実施等の迅速な 対応を講ずるためのシステムの整備
- (3) 安全点検・パトロール活動の実施

通学路等における犯罪を防止するための、定期及び臨時の安全点検やパトロールの実施

- (4) 学校安全ボランティア等を対象とした防犯に関する研修会の開催
- (5) 関係者の協力要請

通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(6) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「子ども110番連絡所」(注3)等所在を記載した安全マップの作成・配布等、児童等の安全確保に関する情報の周知及び注意喚起を図るための取組

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上)をいう。
- (注3) 「子ども110番連絡所」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として 避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行う。
- (注4) 「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区 内の巡回などをするボランティア組織をいう。

## 7 学校等における児童等の安全確保に関する指針

### 第1 通則

## 1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例(平成19年3月県条例第25号)第16条の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全確保(犯罪による被害に遭わないようにすることをいう。以下同じ。)のために必要な方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者及び管理者(以下「学校等の管理者等」という。) に対して、児童等の安全確保のための具体的な方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。
- (2) この指針は、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯の基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保(監視性の確保)

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 学校等関係者の防犯意識の向上と領域の明確化(領域性の強化)

学校等関係者の防犯意識の向上を図るとともに、学校等の施設を囲障や扉等により、守るべき領域を明確にすることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の防止(接近の制御)

配置計画(注2)、動線計画(注3)等により、犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

## 第3 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を防止し、児童等への危害を未然 に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来訪者の入り口及び受付の明示
- (5) 来訪者に対する名簿の記入の要請及び身元の確認
- (6) 来訪者に対する来訪者証の使用の要請
- (7) 来訪者への声かけの励行
- (8) 不審者の侵入を防ぐための学校敷地、校舎、教室等における防犯設備の設置
- (9) 事務室、職員室等からの見通しの確保
- 2 施設及び設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設及び設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、フェンス、屋外の照明設備、施設の窓、施設の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物の移動又は除去
- (3) 警報装置、非常通報装置、防犯カメラ、テレビインターホン等の防犯設備
- 3 安全確保のための校内体制の整備等

児童等の安全確保を第一に、教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関と連携し、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校等独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 学校等の内外の巡回
- (3) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 学校安全委員会(注4)の設置や学校安全ボランティア(注5)による体制づくり

- (5) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- (6) 定期的な安全点検の実施
- 4 児童等の安全確保に係る教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、 学級活動、学校行事等の機会を利用して次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を身に付けさせるための防犯教室や防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番連絡所」(注6)等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
- (4) 「安全マップ」等の作成等、地域社会の安全について児童等が主体となった学習の実施
- 5 保護者等、地域の関係機関等との連携

保護者等、地域の関係機関等と連携して、児童等の安全確保につながる次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
  - ア 保護者、学校安全ボランティア等による学校等の内外における巡回
  - イ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
  - ウ 地域住民等による児童等へのあいさつや声かけ運動
- (2) 不審者に関する注意喚起文書等の配布や掲示など速やかな周知体制の整備
- (3) 「子ども110番連絡所」(注6)等との連携強化及び整備
- (4) 警察、消防等の協力による防犯教室、護身術等の防犯訓練、救命救急訓練等の実施
- (5) 警察、消防等との緊急時の連絡体制の確立
- (6) 医療機関等との連携による心のケアを必要とする児童等への対応
- (7) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化
- 6 緊急時における対策

学校等の近隣において児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、学校等の実情に応じて次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 危機管理マニュアル等をもとに、発生時の状況に応じた学校等安全管理体制の確立
- (2) 保護者等への連絡及び登下校方法の決定等
- (3) 学校等の内外における巡回及び安全確保についての警察及び消防等への要請
- (4) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡体制の確立
- (5) 臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立
- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「配置計画」とは、門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理者室・低学年の児童や幼児のための施設等の配置計画をいう。
- (注3) 「動線計画」とは、時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者など動線計画をいう。
- (注4) 「学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸 問題について協議する組織をいう。
- (注5) 「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区 内の巡回などをするボランティア組織をいう。
- (注6) 「子ども110番連絡所」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行う。

## 8 大規模小売店舗における防犯に関する指針

### 第1 通則

1 目的

この指針は、第2次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、大規模小売店舗について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、店舗等における安全確保に資することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

(1) この指針は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗)を対象とする。

ただし、それ以外の小売店舗であっても、必要な範囲内において準用する。

- (2) この指針は、大規模小売店舗の設置者、管理者及び各テナントの事業者(以下「設置者等」という。)がそれぞれの事業の範囲内において努力すべき大規模小売店舗の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。
- (3) この指針は、設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、地域住民の意見等を考慮して、適用するものとする。

なお、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)に営業を行う大規模小売店舗については、別に定める「深夜営業施設に関する防犯上の指針」を併せて適用するものとする。

(4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 防犯の基本原則

この指針が示す項目の適用に当たっては、次の4つの基本原則から防犯性の向上について検討し、大規模小売店舗の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保(監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 設置者等の防犯意識の向上(領域性の強化)

設置者等及び従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化することにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、必要に応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を妨げる。

4 部材や設備等の強化(被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、開口部の必要な 箇所には、災害や事故時の避難口に配慮しつつ、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じるなど、被害対 象を強化する。

### 第3 具体的方策

- 1 施設の構造等
  - (1) 出入口

ア 出入口は、道路、通路及び廊下等(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置し、扉を 設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。 イ 従業員出入口には、特に自動施錠機能付き扉(注2)、防犯建物部品(注3)等を設置する。

(2) ゴミ置場

アゴミ置場は、道路等から見通しが確保された位置に配置すること。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じる。

イ ゴミ置場は、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を設置したものとする。

(3) 窓

ア 窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス (防犯建物部品等のフィルム をはり付けたものを含む。以下同じ。)を設置する。

イ 必要に応じ、面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い構造とする。

- (4) エレベーターホール及びエレベーター
  - アエレベーターホールは、売り場または通路からの見通しが確保された位置に配置する。
  - イ エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるよう、おおむね 20 ルクス以上の平均水平面 照度(注4)を確保する。
  - ウェレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
  - エ エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置する。
- (5) 階段
  - ア 利用者用の階段には、周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。
  - イ 屋外に設置された階段は、道路から見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じる。
- (6) 屋上
  - ア 屋上に通じる出入口には、防犯建物部品等を設置する。
  - イ 利用者が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠するとともに、施錠状況を確認する。
  - ウ 人の転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。
- (7) 商品陳列棚
  - ア 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。 なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
  - イ 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
  - ウ 高額商品等は、商品自体の陳列を行わず、仕様書や箱のみの陳列に代える。
  - エ 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。
- (8) 試着室

衣服の試着室は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

- (9) レジカウンター
  - アレジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。
    - なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
  - イ レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とする。
  - ウ レジカウンター内及び施設内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
  - エレジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。
- (10) レジスター・金庫
  - ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに 手が届かない位置に配置する。
  - イ 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。 また、金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
  - ウ 従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。
- (11)子ども広場、ゲームコーナー等
- ア 子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。
- イ 遊具を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。
- (12) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び 警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置する。

- (13)事務室、倉庫等
  - ア 事務室、倉庫等の利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。
  - イ 事務室等の窓は、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付ける。
- (14) 現金自動預払機等
  - ア 施設に現金自動預払機(ATM)等を設置する場合は、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
  - イ 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
  - ウ 振り込め詐欺・利殖勧誘事犯(注5)などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。
- (15) 商品搬入口
  - ア 商品搬入時など必要がある場合の他は施錠し、部外者の侵入を防止する。
  - イ 商品搬入口の見通しを確保し、見通しが確保できない場合には、防 犯カメラ等見通しを補完する対策を講じる。

### (16)駐車場等

ア 駐車場及び駐輪場(以下「駐車場等」という。)は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置 する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

- イ 地下または屋内の駐車場等においては駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。
- ウ 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
- エ 駐輪場にあっては、駐輪の用に供する部分の床面において、光害又は極端な明暗差が生じないよう配慮しつつ、 人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック(注6)、サイクルラック(注7)の設置により自転車等の盗難防止に努める。

#### (17)外周の構造

事業所の外壁等適当な場所に非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置する。

## 2 防犯機器の設置

- (1) 防犯カメラ
  - ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点及び犯罪を抑止する観点から、有効な位置、撮影方向、 台数等を検討し、必要がある場合には、駐車場等の屋外にも積極的に配置する。
  - イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとと もに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の 不足等によりその機能が低下することがないよう、定期的に点検整備をする。
  - ウ 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。
  - エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理及び運用に努める。
  - オ 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行う。
  - カ 適官、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせる。
  - キ 記録した画像は、法令に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、情報漏 洩を防止するため、概ね1ヶ月を限度として保存し、適切な管理を行う。
- (2) その他の防犯機器
  - ア 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。
  - イ 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等及び警報ベル は、有効な台数を適切な位置に配置する。

なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かない。

- ウ 万引き防止のために、万引き防止用機器(注8)を導入する。
- エ 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。

### 3 防犯体制の整備

- (1) 防犯責任者の選任等
  - ア 大規模小売店舗ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に対して指導的立場にある者の中から防犯責任者 を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するものとする。
  - イ 防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。
    - (ア) 防犯カメラその他の防犯機器の点検整備及び操作要領の習熟
    - (4) 強盗等の犯罪の発生時に備えた対応マニュアルの整備
    - (ウ) 従業員に対する防犯に関する指導等
      - ・ 強盗等の犯罪の発生時における犯人の確認、警察への通報等の従業員の役割分担の決定及び従業員への徹 底
      - 定期的な防犯訓練の実施
      - ・ 防犯カメラその他の防犯機器の操作要領等の指導
    - (エ) 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が構ずべき措置の指導

## (2) 警戒要領

- ア 店舗内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。
- イ 店舗内外の巡回を励行し、必要に応じて警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じる。
- ウ 入店者に対して顔を見て積極的な声かけ・あいさつを励行する。
- エ 店内放送を利用し、万引き等を防ぐため効果的と考えられる放送を繰り返し行うことによって万引き等をさせない雰囲気作りに努める。
- (3) 現金の管理
  - ア 金庫の鍵の適切な管理に努める。
  - イ 現金の輸送は、必ず複数人で行う。

ウ レジスター内の現金は業務に支障のない程度の額に留め、多額の現金は金庫に移し替えて保管する。

#### 4 地域との連携等

(1) 住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

(2) 警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、 施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努める。

(3) 迷惑行為への対応

施設周辺において利用者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなど地域の住民に対して迷惑行為を行うことを防止するため、施設周辺を巡回し、迷惑行為を行う利用者等に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報する。

(4) 地域の安全拠点としての機能

ア 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、施設内の安全な場所に退避させるとともに、速やかに警察等へ通報 するなど、緊急避難場所としての機能の発揮に努める。

イ 地域の防犯に関する情報を随時提供するなど、利用者が犯罪に遭わないよう注意喚起に努める。

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない 扉をいう。
- (注3) 「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。
- (注4) 「平均水平面照度」とは、床面における平均照度をいう。
- (注5) 「利殖勧誘事犯」とは、手持ち資産を運用して少しでも多くの利益を得たいという消費者の利殖願望につけ込んで、「元本保証」「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して、「未公開株」「社債」「外国の通貨」「商品先物取引」「事業への投資話」など、日ごろなじみの薄い利殖話を勧めて多額の現金を騙し取る悪質商法をいう。
- (注6) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒 (バー) と自転車、オートバイ等をチェーン 錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。
- (注7) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注8) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等(タグ)を付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品に貼り付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。

# 9 深夜営業施設における防犯に関する指針

## 第1 通則

1 目的

この指針は、第2次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、深夜営業施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、店舗等における安全確保に資することを目的とする。

- 2 基本的な考え方
  - (1) この指針は、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業を行う次の施設を対象とする。
    - ア スーパーマーケット
    - イ コンビニエンスストア
    - ウ ドラッグストア
    - エ レンタルビデオ店
    - オ ガソリンスタンド
    - カ ファストフード店
  - (2) この指針は、深夜営業施設の設置者、管理者及び各テナントの事業者(以下「設置者等」という。)がそれぞれの事業の範囲内において努力すべき深夜営業施設の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。
  - (3) この指針は、設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、地域住民の意見等を考慮して、適用するものとする。
  - (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯の基本原則

この指針が示す項目の適用に当たっては、次の4つの基本原則から防犯性の向上について検討し、深夜営業施設の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保(監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

2 設置者等の防犯意識の向上(領域性の強化)

設置者等及び従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化することにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、必要に応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を妨げる。

4 部材や設備等の強化(被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、開口部の必要な 箇所には、災害や事故時の避難口に配慮しつつ、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じるなど、被害対 象を強化する。

## 第3 具体的方策

- 1 施設の構造等
  - (1) 出入口
    - ア 出入口は、道路、通路及び廊下等(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置し、扉を 設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

- イ 利用者出入口には、従業者に来客を認識させる来客感応装置を設置する。
- ウ 従業員出入口は、センサーライトを設置するなど深夜時間帯における視認性を確保するとともに、自動施錠機能付き扉(注2)、防犯建物部品(注3)等を設置する。
- (2) ゴミ置場
  - アゴミ置場は、道路等から見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じる。

イ ゴミ置場は、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を設置したものとする。

### (3) 窓

ア 窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス(防犯建物部品等のフィルム をはり付けたものを含む。以下同じ。)を設置する。

イ 必要に応じ、面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い構造とする。

#### (4) 商品陳列棚

- ア 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。 なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- イ 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
- ウ 高額商品等は、商品自体の陳列を行わず、仕様書や箱のみの陳列に代える
- エ 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。
- (5) レジカウンター
  - アレジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

- イ レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とする。
- ウ レジカウンター内及び施設内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
- エ レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。
- オ レジカウンターには、犯罪企図者の侵入の防止に配慮した脇扉を設置し、内部からの施錠を徹底する。
- (6) レジスター・金庫
  - ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに 手が届かない位置に配置する。
  - イ 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。
  - ウ 深夜時間帯においては利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。
- (7) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び 警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置する。

### (8) 事務室、倉庫等

- ア 事務室、倉庫等の利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。
- イ 事務室等の窓は、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付ける。
- (9) 現金自動預払機等
  - ア 施設に現金自動預払機 (ATM) 等を設置する場合は、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
  - イ 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
  - ウ 振り込め詐欺、利殖勧誘事犯(注4)などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

### (10)駐車場等

ア 駐車場及び駐輪場(以下「駐車場等」という。)は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する.

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

- イ 地下または屋内の駐車場等においては駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。
- ウ 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
- エ 駐輪場にあっては、駐輪の用に供する部分の床面において、光害又は極端な明暗差が生じないよう配慮しつつ、 人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック(注5)、サイクルラック(注6)の設置により自転車等の盗難防止に努める。
- (11)外周の構造

事業所の外壁等適当な場所に非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置する。

## 2 防犯機器の設置

- (1) 防犯カメラ
  - ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点及び犯罪を抑止する観点から、有効な位置、撮影方向、 台数等を検討し、必要がある場合には、駐車場等の屋外にも積極的に配置する。
  - イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとと もに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の 不足等によりその機能が低下することがないよう、定期的に点検整備をする。

- ウ 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。
- エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理及び運用に努める。
- オ 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行う。
- カ 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせる。
- キ 記録した画像は、法令に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、情報漏 洩を防止するため、概ね1ヶ月を限度として保存し、適切な管理を行う。
- (2) その他の防犯機器

ア 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。

イ 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等及び警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置する。

なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かない。

- ウ 万引き防止のために、万引き防止用機器(注7)を導入する。
- エ 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。
- 3 防犯体制の整備
  - (1) 防犯責任者の選任等
    - ア 深夜営業施設ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に対して指導的立場にある者の中から防犯責任者を 選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するものとする。
    - イ 防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。
      - (ア) 防犯カメラその他の防犯機器の点検整備及び操作要領の習熟
      - (4) 強盗等の犯罪の発生時に備えた対応マニュアルの整備
      - (ウ) 従業員に対する防犯に関する指導等
        - ・ 強盗等の犯罪の発生時における犯人の確認、警察への通報等の従業員の役割分担の決定及び従業員への徹 底
        - 定期的な防犯訓練の実施
        - ・ 防犯カメラその他の防犯機器の操作要領等の指導
      - (エ) 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が構ずべき措置の指導
  - (2) 警戒要領
    - ア 店舗内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。
    - イ 店舗内外の巡回を励行し、必要に応じて警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じる。
    - ウ 入店者に対して顔を見て積極的な声かけ・あいさつを励行する。
    - エ 店内放送を利用し、万引き等を防ぐため効果的と考えられる放送を繰り返し行うことによって万引き等をさせない雰囲気作りに努める。
    - オ 深夜における勤務体制は、複数人によるものとする。
  - (3) 現金の管理
    - ア 金庫の鍵の適切な管理に努めること。なお、深夜時間帯においては、施設外での保管に努める。
    - イ 現金の輸送は、必ず複数人で行う。
    - ウ レジスター内の現金は業務に支障のない程度の額に留め、多額の現金は金庫に移し替えて保管する。
    - エ 飲食店等にあっては、券売機の導入により安全な現金の管理を行う。
- 4 地域との連携等
  - (1) 住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

(2) 警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、 施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努める。

(3) 迷惑行為への対応

施設周辺において利用者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなど地域の住民に対して迷惑行為を行うことを防止するため、施設周辺を巡回し、迷惑行為を行う利用者等に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報する。

- (4) 地域の安全拠点としての機能
  - ア 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、施設内の安全な場所に退避させるとともに、速やかに警察等へ通報 するなど、緊急避難場所としての機能の発揮に努める。
  - イ 地域の防犯に関する情報を随時提供するなど、利用者が犯罪に遭わないよう注意喚起に努める。

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない 扉をいう。
- (注3) 「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。
- (注4) 「利殖勧誘事犯」とは、手持ち資産を運用して少しでも多くの利益を得たいという消費者の利殖願望につけ込んで、「元本保証」「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して、「未公開株」「社債」「外国の通貨」「商品先物取引」「事業への投資話」など、日ごろなじみの薄い利殖話を勧めて多額の現金を騙し取る悪質商法をいう。
- (注5) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒 (バー) と自転車、オートバイ等をチェーン 錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。
- (注6) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注7) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等(タグ)を付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品にはり付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。

## 10 山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

### 第1 指針の目的・対象

1 指針策定の目的

山形県では、「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」(平成19年条例第25号)を制定し、県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等の様々な主体が協働・連携しながら、だれもが犯罪のない安全で安心な暮らしを実感できる社会の実現を目指しています。

こうした中、犯罪の未然防止や検挙に効果がある防犯カメラの有用性に対する認識が高まっており、商業施設や金融機関、駐車場など私たちの暮らしの中で普及しつつあります。

一方、多様な主体が防犯カメラを設置することによって、知らないうちに撮影されたり、本来の目的から逸脱して 画像を利用されたりするのではないかと不安を感じる方々もいます。

このことを受けて県では、プライバシーの侵害に対する県民の不安を解消し、防犯カメラの適正かつ効果的な運用を促進するため、防犯カメラの管理及び運用に関する指針を策定しました。

この指針は、防犯カメラを設置し、管理・運用される方々に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。 この指針に沿って、県民等のプライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な管理及び運用に努めてく ださい。

2 指針の対象となる防犯カメラ

指針の対象となる防犯カメラは、設置主体に関わらず、次の3つの要件を全て満たすカメラとします。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

施設管理や事故防止、防火・防災等を主目的に設置されたカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラはこの指針の対象とします。

(2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所を撮影するために設置されているカメラ 施設や場所の例

- 道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
- 商店街、繁華街、地下道・駅などの自由通路
- 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、道の駅
- 金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
- 劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル・旅館
- 寺院、神社
- ※ マンション・アパート等共同住宅の建物内や事業所・工場等の敷地内などのうち、不特定かつ多数の人が出入りする共用の出入り口やエレベーターホールなどを撮影するカメラは、この指針の対象とします。
- (3) 設置機器

画像を記録媒体(ハードディスク、メモリーカード等)に保存する機能を備えたカメラ

## 第2 防犯カメラの管理及び運用に当たって配慮すべき事項

1 目的外利用の禁止

防犯カメラを設置及び運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの設置目的を逸脱した利用を禁止します。

2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。

設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、防犯 カメラの設置場所、設置台数、撮影方向等を定めてください。

3 設置の表示

設置者等は、防犯カメラが設置されていることが誰にでも認識できるよう、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を設置区域内にわかりやすく表示してください。

- ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称・連絡先の表示を省略することができます。
- ※ 複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示する必要はありません。
- 4 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者等は、画像の適正な取扱いや情報の漏えい防止に配慮するため、管理責任者を指定してください。 また、管理責任者が自ら防犯カメラを操作することができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者 だけに機器の操作等を行わせてください。

- ※ 管理責任者には、防犯カメラの設置店舗の店長や警備責任者など、防犯上必要な業務を適正に遂行できる者を指定します。
- 5 設置者等の責務

設置者等及び管理責任者は、プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るべき責務とします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 苦情や問い合わせ等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な管理及び運用に関し、必要な措置をとること。
- 6 撮影された画像の適正な管理

防犯カメラの機器については、画像のデジタル化や記録媒体の小型化・大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることを踏まえ、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止する等の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置をとってください。

(1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所について、施設や機器の状況に応じた情報の漏えい防止措置をとること。また、画像を記録した記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。

情報の漏えい防止措置の例

- 設置施設の施錠
- 許可した者以外の立入禁止
- 画像再生時のパスワード設定
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間とし、最長で概ね1か月以内とすること。 ただし、設置者等が業務の遂行又は犯罪・事故の捜査に協力するために特に必要と判断する場合は、保存期間を 延長できるものとすること。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。 また、処分の日時、方法等を記録しておくこと。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトの使用や、パスワードの設定などにより、情報の漏えい防止措置をとること。
- 7 撮影された画像の閲覧・提供の制限
  - (1) プライバシーを保護するため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、防犯カメラで撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを原則禁止します。

なお、第三者に画像を閲覧させたり提供する場合には、できるだけ関連する部分に限って行ってください。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合(刑事訴訟法第 218 条第 1 項)や、捜査機関からの照会に基づく場合(刑事訴訟法第 197 条第 2 項)等

- イ 人の生命・身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
  - ※ 迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合
  - ※ 警察の任意捜査への協力等が想定されます。
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
  - ※ この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなど配慮し、他の人のプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が求められます。
- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元確認を確実に行ってください。

また、画像を閲覧・提供した場合は、提供日時、提供先、画像の内容、提供理由等を記録し、その記録を一定期間保存してください。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって人物の容ぼう・姿態といった個人情報を大量に収集 し管理することになるため、記録された画像のほか、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりする ことを禁止します。

なお、その職でなくなった後においても同様です。

9 苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情や問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応してください。

なお、必要に応じて、あらかじめ、苦情等の対応担当者を指定したり、対応要領を定めたりすることも有用です。

## 10 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの管理・運用に関する業務の全部又は一部を事業者等に委託する場合は、この指針及び管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報の漏えい防止やプライバシー保護に配慮した適正な管理・運用を委託先に徹底してください。

### 11 設置機器のセキュリティ対策

設置者等及び管理責任者は、セキュリティ対策のための日常的な点検に加え、定期的に保守点検を行ってください。 また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を徹底してください。

### 12 管理・運用規程の策定

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの管理・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用規程を定めてください。

- (1) 趣旨
- (2) 設置目的
- (3) 設置場所等
- (4) 管理責任者等
- (5) 画像の管理
- (6) 画像の利用及び閲覧・提供の制限
- (7) 苦情等への対応
- (8) 業務の委託
- (9) 保守点検

## 第3 個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影され、記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」等に規定する個人情報に該当し、保護の対象となります。

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、この指針のほか、「個人情報の保護に関する法律」や、地方公共団体が定める「個人情報保護条例」に基づき、適正に取り扱ってください。

### 第4 終わりに

この指針は、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等との調和を図るために配慮していただきたい基本的事項をまとめたものです。実際の管理・運用に当たっては、この指針を参考にされるとともに、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた管理・運用規程を定めるなど、適正な管理及び運用に努めてください。

## 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇 (場所・施設) に 設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な管理・運用を図るものとする。

## 2 設置目的

防犯カメラは○○○(場所・施設)における犯罪防止のために設置する。

※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。

### 3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、○○○(場所・施設)に○台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。(別紙配置図の例参照)

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

- ※ 表示板には、設置者名及び連絡先を記載します。(別紙表示の例参照)
- ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、設置者名・連絡先の表示を省略することができます。
- ※ 複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示する必要はありません。

## 4 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な管理・運用を図るため管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、○○○○とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- (4) 操作取扱者は、○○○○とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」)
  - ※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。
- (5) 管理責任者の責務は次のとおりとする。
  - ア 撮影された画像を適正に保存し管理すること。
  - イ 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
  - ウ 苦情や問い合わせ等に対して適切に対応すること。
  - エ その他防犯カメラの適正な管理及び運用に関し、必要な措置をとること。

# 5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、○○○○とする。記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2) 画像の不必要な複写等の禁止

保存した画像の不必要な複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、○○○とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

※ 保存期間は、目安として最長で概ね1か月以内という基準を示しています。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに消去するか上書きによる消去を確実に行う。

記録媒体を処分するときには、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、 方法等を記録する。

### 6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

- イ 人の生命・身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元の確認を行うとともに、閲覧・提供した日時、提供先、画像の内容、提供理由等を記録し保存する。(別紙画像提供記録書の例参照)

## 7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応する。

# 8 業務の委託

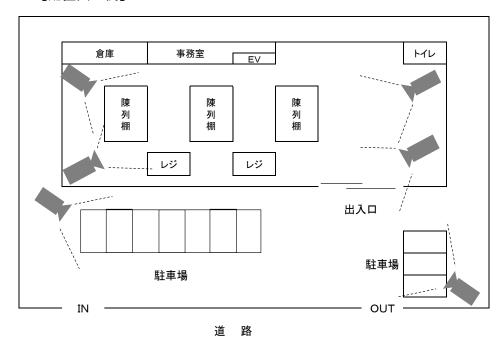
防犯カメラの管理・運用に関する業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、受託者に本規程を遵守させ、情報の漏えい防止やプライバシーの保護に配慮した適正な管理・運用を徹底させるものとする。

## 9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

## 別 紙

# 【配置図の例】



# 【表示の例】

防犯カメラ作動中 防犯カメラ作動中

## 【画像提供記録書の例】

【四隊提供記録音の例】						
提供日時						
提 供 先	名 称					
	職·氏名					
	連絡先					
画像内容					カメラ番号	
録画時間		~	(	時間	分	秒)
提供方法	□閲覧のみ		□記録媒体複製(			)
	□その他(		)			
提供理由						
身分確認						
その他						